

翻刻『板倉政要後編』（下）——卷八～卷十五——

大久保 順 子

板倉政要後偏巻之八

目録

- 一 秤に掛て煎餅の負数を知る事
- 一 五年待たせ婚礼を極む事
- 一 即座に米盜人を頭す事
- 一 繼母の欲は箇の一腰の事
- 一 明智旅人を殺し金を取る宿を頭す事
- 一 無実を遁る即座の分別の事

(31 オ)

板倉政要後偏巻之八

秤に掛て煎餅の負数を知る事

(八の二)

昔し都の町に出て花せんへいをうるもの有けるか四辻の所

にて風と行あたり其器を打こほさせせんへい悉くくたけければ互に論する内に行當りたるもの争ひまけてつくろいわきまへるに極りたる時大方五拾枚程なるべしとて其ついへを出しける相手の方よりは慥に三百枚有りし也と言て又互に争論果てさりければ兎角下にては濟ましと彼のくだけたるせんへいを持ち奉行所へ訴出ける奉行(32 オ)捌かれるは此負数を知らんは尤安き事なりといそき菓子屋へ人を遣はし花せんへい壹枚かわせ其重を秤にかけていか程重きといふことを知り扱右のくたけたる煎餅を取集め秤にかけて何枚のおもみ也と積らるゝに五拾枚のおもさありけるとかやさてせんへいうり申かけ頭れけり

(31 ウ)

評にいわく両方より行當りて打わりたる煎餅なれば少しお不足いたして苦しかるましきに大分のまけ致す

事言語同断不届ものと御しかりのあげくの事なれば両損になりとかやさすかの奉行程あつて秤に〔³²ウ〕掛し思召付天晴御智恵哉と世人是を誉しとかや

五年待たせ婚礼を極む事

(八の二)

昔し都の町に後家酒屋ありしか獨の娘を持けるか其姿うつくしく殊に手前よき酒屋なれば曆々の子共聟に取らんと願ふ中に此娘いと云なつけの事なれば婚礼ならんと云此者昔は身の上よき商人なりしか段々不仕合にて獨暮らす古着うりなりしか段々まつしく此男かの娘をいとこつから夫婦となる約速娘父かたく極め置ける所後家欲心おこり古着屋まつしなりしをきらひ娘をくれ間敷と言へは古〔³³オ〕着屋合点せず伯父のいきかひの内かたく貰ふ約速なれば是非に妻とすへしと互に争ひ内證にて済しかたく此事御前へ御願申上し故双方召出され詮議のうへ後家を召出され汝いかなれは父親かたく彼ものを聟に極め置所今さら約速を違ひ聟となす間敷とはいふと仰ければ後家かしこまり申けるは父親私にも知らせす彼ものは現在の甥にて御座候故後には夫婦に致すべき約速仕候由御覽の通り私娘は當年わつか十五歳に罷成あの男ははや三拾五に罷成候年廿違ひの男夷人の娘にもたせ申事何とも不便に御座候ゆへ父の約速を変し申て全く彼ものの身〔³³ウ〕貧になり候ゆへきらひ申にて

は御座なく責て一倍の違ひにて御座候は聟に仕へく候へとも一倍の余ちかひ申候年寄聟にて候間此儀御免被下候はゝ有難くぞんじ奉るへし由申上の奉行しばし思案ありて後家の申所尤なり然らば年一倍違ひならは聟と致すべきやと重而御意被遊ければ後家承りなる程一倍の違ひに御座候はゝ随分聟と致すべく候得共右の仕合に御座候間此段聞し召分られ御免下さるべしとありけるその時奉行男を召されさらは其方今五年相待聟となるへし五年またば其方は四拾娘は廿となは後家か望の所一倍年違ひたる〔³⁴オ〕聟そかしと所の名主五人組を召し双方五年の内かたく脇より縁組いたさせましき由仰渡され何れも御前を罷立けり

評に曰後家の愚なる智恵にて言まわし貧なる聟なればわかつれ合の現在の甥をきらひ夫の遺言を背き外より手前よろしきものを聟に取らんとたくみしか奉行の智は誠に以てわかつ玉へは何程の弁舌よく申上るとも善惡は眼前に知るゝなり定て互に五年は待兼終に済むへしと皆人言けり

即座に米盜人を顕す事

(³⁴ウ) (八の三)

昔し都の近き里の百姓の庭につみ置たる米を盗まれ訴訟しきる奉行此よしを聞玉ひ是は定て近き所のもの盜たる成べしとてあたり近き疑かわしきものともを数人召出し何れも

白砂になみ居たり何と詮議し給ふかと思ふに一向に米盜人の争は曾て言出し玉はす世間のうわさ四方山の争ともを色々かけ返答させ悉く氣をゆるめさせて俄にひとつ高聲をあけ夫れ／＼あれに米盜人よあれしばれと手を出し給へはその中に獨り色違ひたるものあり此ものを見付置き良ありてまた急き彼をからめ取れと仰せければ弥／＼かのもの(35オ)色替りはいもふしける故終に其ものをとらへ拷問しければ紛れなき米盜人なりけるとそ知れて牢舎致しける

評に曰是すなわち色を以て察するの知なり惣して公事をさばくは五つの察し様あり偽りあるものは必言葉のちがひ顔の色うろたへ息つかひ荒し耳きこへぬ上眼みへざるものなりこの五察共に分明ならば誠にいつわりを知る事鏡の照らすかことし爰を以て見るに今奉行何れもに氣をゆるさせひよつと米盜人かと聲をかけ給ふ事実にも深き御心かなと諸人(35ウ)こそつて称美いたしける世に賢しこき人あまた有といへともかくのことく明智なる廣き唐しにもたぐひまれなる智仁勇三徳かね給ひし器量中／＼凡人の申すもおろかなる事共なり

繼母の欲は箇の一腰の事

(八の四)

むかし都の町に質屋の何某とて富るものありしか病死して跡は惣領の男子家續仕る所に當年三拾七歳になる繼母と不

断中悪しけれは手代と言合て追出し跡は繼母の甥を他所より呼よせ跡を繼せんといふにより此惣領合点せず奉行所へ此よし願ひ申けるより(36オ)則御聞届後家を召寄られ御尋ありけるは何故一子に紛もなき者を差置外より家を繼せんとはいふそと仰ければ後家承りて申候はあるもの行跡あしく第一私に不孝に御座候其上商買に油断仕候ゆへ一先其身修行後覚のため江戸長崎へも罷越へし元手少／＼遣すへしと申候得共合点仕らす我まゝを申あまつさへ御前迄私を呼出し申程の不届ものに御座候間御慈悲に此儀聞召し分られ下され候はゝ有かたく奉存へしと申上る其時悴こらへかね罷出て申上るは何共母の申上候儀合点参らす私儀父の数年仕來りし家業油断なく相勤其うへ母へ不孝に仕りたる覚御座なく候へ共(36ウ)様／＼難だいを申かけ私をうるさく存し候様に相見へ候得は自然毒害いたすへきも存せず右の仕合に御座候此段御聞届遊され父の名跡つゝかなく私相續仕候様に仰付られ下さるへくよし申上る奉行双方聞し召れ後家に仰付られしは其方夫相果し上はあのものに名跡をつかせ汝うしろみかたくして家を相續すべき所にさはなくして獨りの男子を他国させんと言不同心ならば勘當せん杯といふは第一死たる夫へ不義なる仕方なり殊更相應の家業あるを差置繼子に流浪をすゝむるに似たり向後左様なる心底を改め親子むつましく跡式相續仕れと仰渡されければ後家

(37オ)「はららく思案して申上けるは御意の通り若きもの後見仕へく存候得共繼子繼母の間互に快からずかへつて修羅の種先立れし靈魂も氣のどくたるへしとそんし奉る此上は私髪をもおろし衣を着しなき跡を心静に弔ひ申へし覺悟に存し詰候然ば死人朝夕秘藏の脇さし壱腰御座候是を永き形見と存し身を放さす一蓮託生の音しに仕たく存し奉り候御慈悲に此一腰相渡し申やうに仰付られ被下候へと願ひければ此儀聞召分られ後家の望の通り脇差を遣し後家他所へ罷出跡式不残惣領の何某獨に極り何れも悦ひ御前を罷立けるとかや(37ウ)」

評にいわく大欲の後家繼子をうるさく家を追出し跡にて我まゝに手代と心を合せ幼少なる甥を呼寄名代として有金家屋敷取らん工夫し元より惣領実躰なれは何共

偽べきやうなけれは不孝なりと難題を申かけけれ共奉行理非を分明にして此工みも埒明ねは一生繼子と白眼合て短き浮世に苦しみを見てより此家屋敷に念をきり死人常々持佛堂に向ひ看勤の折から朝夕いたゞき此劍の威徳より今七拾まで命をたもちゆるりと後世をも祈り奉れと馳走答拝せられし錦の袋に入たる脇さしなれば(38オ)是此家の第一宝物と覚ゆれば百両弐百両のものは有へしと女心に是を思ひおとなしくも此一腰を受取賣拂てしき金として他所へ縁付へしと分別を窮め

られしかやされとも是は大なる後家のはまり元此脇差は奈良物にて親父若き時祭見物の折から酒に酔紛に口論して兎角云つのり此脇ざしにて相手只一打に切付しかおとり上り満り皮もむけす其内に扱入て双方疵付かぬ喧嘩相濟けるとかや依て酒の酔さめて思へは此脇差切れものならは人の命をあやまり我身も今までにはなかかるまし(38ウ)なまくら物ゆへ怪我もなし是壽命の守神なりとて朝夕秘藏せしとかや

亦評に曰燕は少き鳥なれとも我妻より外は式度妻をもたぬよし和漢詩哥にもおほく言ならわせり人後妻をむかへてよりまゝはゝ惣領を悪み国家の乱れしためし多しこかや

明智旅人を殺し金を取る宿を顯す事 (八の五)

むかし都の邊に商人金子を百両あまり持來り定宿なれは心安く金子を亭主に預置爰に滞留せし内に煩ひ相果ければ此よし旅人の國へ申遣はし少し買求め置たるを送遣しけるに此商人の弟来て(39オ)言やうは金子百両余持來れば此買ものいたされても余程残り有へし我等に相渡さるへしといふ亭主此方へは金三拾両ばかり持參いたされたりと言て互ひに争ひ止ねは此事奉行へ訴けるに双方召出され詮義のうへ煩の様子御聞遊され醫者にても懸たるやと御意に宿の亭主

申上しは此商人大酒にてそのうへ大食いたされ食傷にて急に取詰申されしゆへ醫師にもはかくしく見せ申さすと答へければ奉行大にしからせ給ひ汝定宿しなから何とて死する程の病人を醫師にもかけす疎畧にはいたし申けるそ殊に百両余持參致せし金子を夫程は^(39ウ)持來らざるといふ定て汝毒を以て此商人を殺したるへし其死たる時分に此方へ訴へ僕使をは請ざるそと仰られ所のものを召出され此ものゝ身上むきを御尋被成しに貧なる暮らし朝夕五人かなしき渡世なりと申遣は則其ものゝ宿なり人を遣し内證御吟味なされしに果して金子五拾両ありしければ此金の出所を段々御せんき被成ければ拷問に及び商人煩ひしを幸ひに酒をすゝめ看のとくをあたへ殺したるよし白状して終に御仕置に逢ひけり宿の家財はのこらす弟に下されるとかや

評にいわく奉行の智明らか也年月心安く定^(40オ)宿として来る商人なれとも此度は金子百両余持參せしに欲心おこりて元より貧なる暮しよりかゝる悪事をたくみけれども顯れる因果の程こそ不思儀なれ所のもの身上向御尋のうへ家の内御吟味なされし御智のほど誠に凡夫の及はざる御計と諸人申けるとかや

亦評に曰旅客金をいたきて他郷へ遠く獨行する事あやうき事なりたまく年来馴染し駅亭主人なんぞ虎狼にあらざる事をしらんおそるへし／＼

無実を遁る即座の分別の事

(40ウ) (八の六)

むかし都の町に有徳なる町人ありしか跡式をは弟にゆつりいまた若きに隠居して町内のうらにかり宅し心易くくらしけるに其隣きさみたはこや商人にて世を渡る人なりしか女房廿三四歳の頃にて器量のうつくしかりけるか隣の隠居と心易し出入しけるにある時亭主外より帰り女房をしほりてちふちやくして申けるは其方何ほどつゝみ隠すともたしかに見届たる事二三度に及ふなりたかひに眞實に白状せよと言ければ近所のものともかけつけ集り來りて是はいか成事そとて段々何事と子細を聞くに亭主申けるには^(41オ)何れもの前面目も御座なき仕合に御座候得共隣の隠居と蜜通したるをたしかに二三度見届け置たり此上は拙者存しより是有と高聲上で匂れば女は泪を流しもはや斯て顕れし上は覺悟いたし寵在るといふにそ相借屋のものとも聞て是は隠居不埒なる仕方主しある女をおかすのみかかふに座中騒動するに知らぬ顔こそ不届なりと云て何れも隠居へ來り取扱けるは金子を出しわひ玉へと云へは然らば少々金子を出すへきの間世間沙汰なしにして下さるへしと金子三両より拾両までに取扱ひけれども亭主中々合点せず終に奉行へ訴へ^(41ウ)ければ双方召出され御せんのうへ隠居申上けるは私全く不儀不仕候得共是も時の災難とあきらめ世間の外聞旁

く世の中のふしやうに金子少々出すへしと申候得は早く
金になるたると思ひ候にや又は私金子出しかねぬ者と見込
にや付上り仕候と言へは奉行仰けるはその云わけにては濟
かたし元より不義いたさぬといふ慥なる證拠出さる内はそ
の方遁れかたしとの御意に隠居しばらく思案して恐ながら
恥を申上ねは言わけいたし難く覚へ候ゆへ申上候私覚候若
隠居仕りさまくの悪所に金錢を失ひ申のみならす兄弟一
家の面々の顔よこし申候事度御座候ゆ(42オ)年以前
に存し詰煩脳を切棄申候是に依て世に交り候ても面白から
ず候ゆへ名跡を弟にゆつり若隠居仕候右の仕合御座候へは
不儀可致種は無御座候と申ける其時女房罷出裸切はいたさ
れ候得共根より切れ申さす少し残いかにも煩脳は切棄られ
しかもとの方に残りたる所御座候ゆへ私を兎や角と云落し
今更私に難儀かけられ候見かけと違ひたる性わる法師にて
御座候と申を隠居聞て其言を聞かんため右の通りをは申上
たり元より私裸切はいたさす汝等夫婦言合てつゝ持とやら
云たくみをして拙者をねたり金子を取るべき企と奉存候と
申上れば今は(42ウ)夫婦のものも言葉なく差うつむきて居
たりけり奉行も隠居か即座の分別にがをおられ玉ひ御ほ免
遊はしけるとかや扱たはこうり夫婦はあらぬたくみをなし
金銀をむさぼり取らんといたしたる科に十里四方を追放仰
付られしとかや

評にいわくたはこ賣夫婦貧なる暮しゆへ由なき事をた
くみ金子にて扱ひ金を取らんと思ひける隠居は手前宜
敷ゆへ此事は推量して居たりしか外聞も宜しからず少
し金子を出し扱ひしけるに大欲なる多葉粉賣にて最早
此方のもの也と随分ねたり少しも(43オ)多く金を取ら
んと思ひしより扱にも聞さりき後は隠居もこらへかね
少しも金を出さりしより是非なく公事とはなりけり
是欲ゆへ身を失ふ也と人々申けりとかや

亦評にいわく隠居日頃隣女とみたりに心易くせしゆへ
不義せされともかゝる難義に逢たりされは礼記にも男
女七歳よりしては同席に座せずたとひ兄弟なりとも一
旦他へ嫁しぬれば里へ來りたる時も同席に座せず男女
物をうけ取渡しするにも手より手へはうつさすなど見
へ聖人すら男女の間を戒られたるにかかる災難あ(43ウ)
る事ゆへなるへしとかや

板倉政要後偏卷之八終

(44オ)
(44ウ)

板倉政要後偏卷之九

目録

一 邪智の左縄の事

一 父子の間に養育料を出さしむる事

一 貞女は明智の鏡の事

れは望の通り施主の名を書卒塔婆は供養いたしたる^{(46)ウ}と申さるゝを養子此様子を聞親父におゆて実子といふものはなき段は貴僧もよく御存しなるにさよふな紛はしき事申參りしとて行衛も知れぬものゝ不念とそんし候去ながら御寺の事なれば実子の娘と申を實に御聞なされたるも御尤此儀は是までの事拙者か供養いたすへしとて娘の建たる卒塔婆を引抜すて供養の卒塔婆を建替へ不興の躰にて帰りける

四五日すきて四十計の男理左衛門五人組方へ来て申は我等女房のめいは當町の誰と申ものゝ実子にて御座候然れども

^{(45)ウ}妻の腹にて候ゆへ各々にも御そんしあるまし左様に候得

は福左衛門死去も程へて^{(47)オ}後に承り親と子の事なれば

いかにも死に目に會ぬ事を歎き拙者夫婦も持あまし候此頃

も墓所へ卒塔婆を供養いたせし所に養子福兵衛かの娘の建

し卒塔婆を抜捨て候此段甚狼藉仁躰にも不似仕方養父の墓

へ人の供養とあれば其施主を満足に思はるへき所格別なる

いたされやう差當て養父へ志薄く此方への狼藉甚た堪忍な

りかたしと此旨仰聞られ心底の程御尋下さるへしと急度断

帰りけり名主組中寄合て此事申聞せけるに養子も母の後家

も申けるは此以前召仕ひの下女に親父不計手を附懷胎いた

したるよし友たち衆御取なされ^{(47)ウ}金子拾両遣し重て

女の言分も望もなし又男子にても女子にても勿論平産いた

せしとても末まで親子の名のりいたすましきといふ慥な

板倉政要後偏巻之九

養子実子の卒都婆論の事

(九の二)

昔し都の町に福左衛門といへる有福なる町人あり夫婦共に剃はつして其名を悟道と改め一子無之故亭主の甥を養子として則名跡を譲り万事実方子の如くいつくしみ替らねは甥も隨分孝行をつくし家内むつましく然るに此何かし不計煩付十四五日も打ふして果けり元より甥の跡目たしかにある事なれば身代一式障る事なれば何氣もなく暮しける程なく百ヶ日になりければ親子のものとも^{(46)オ}旦那寺へ参詣せしに悟道墓所に思ひ寄さる卒兜婆建ちけるを見て悟道居士供養の卒塔婆にて実子の娘と書付て有るに彼養子不審に思ひ住寺に様子を尋けるに今朝ほと其卒塔婆の施主當寺へ参られ候十六七の女にて則此亡者ためには実子の娘なりと申されしか生れ付花車にてとこやらか御親父に其儘なるに愚僧も落涙に及び候今壱人は四十計の女にて此娘のおはのよしにて同道有しか兩人共に殊の外歎きふかく何のあいそふもなく帰られしゆへくわしき事は不承候得とも寺の役な

る證文取置候定てその下女か産たる娘にて有るへしといふ名主組中聞て其以前にて金子にて仕切たるは親の名を出すを氣のとくに思ひての事なるへし又此もの実子の娘と名を書き此方へ氣をもたせ卒塔婆を抜するやうにしかけたるものなるをはやまつて抜たるは狼藉に聞ゆるなり少し金子を遣し云なため又手形を書せて取らんといへは此上は兎も角もよろしく頼み奉るといふ其後娘の^(48オ)伯父の方へ行実子詮義は格別親の追善のために金子三拾両組中より貰ひ遣すへしといへとも中々聞入れす強ちに実子といふ訳を立んといふ色々に取もち五拾両までに拵へとも得心せず既に奉行へ訴出けるは私儀悟道か娘にまきれ御座なく母は外戚はらにて只今の後家は若き時は嫉妬ふかく御座候ゆへ悟道ひそかに暇を遣し候此女の義は私しおはにて御座候に付私親子のものを預け置いよ／＼不便に存られ衣類は勿論私生人に隨ひおそれながら髪頭まで心を付られ只今御前へ罷出候小袖帶櫛かふかいまで父の寺参り下向の十徳の^(48ウ)袖に入来りくれられ候何とてケ様なる結構なる物を貰しき伯母の手にて調へ申へきや夫に親の死期に合せ申さぬさへ口惜しく御座候處小袖を賣代なし供養仕候卒塔婆を心つよくも引抜捨申され候心底にて日頃を思ひ合せて親父養子に万事遠慮をして実子の私しか行末のことを取りおくれ申されしうちに病氣付町内へも沙汰に不及して書置とても有ましく

候たとへ遺言御座候ても養子の兄の心底にてはたとへ遺言御座候ても養子の心底に何の仕方もあるましく存られ候私し身のうへ父にはおくれ貧しき伯母のは「こくみを請^(49オ)」實に実子ながらも知へき名跡をもとり不申夫のみならず父方の親類ちなみなく候此上は何様共御慈悲を奉願との訴状なり又後家と養子申上しは兎角以前に取置申候證文御座候うへはねたりかましく申さぬやうにとて金にて仕切たる手形を出す奉行此手形をつく／＼御覽し此判をおしたる娘か母はと御尋有る是れへは罷出すと申上る尤なりか様なる證文をいたし置て重ねて申分はなひはつ然らは此場へ汝か母はよう出ま敷なり去りながら養子の兄もよく聞け此手形のあるからは娘は実子に紛れなし娘てなけれは元より親の名のり^(49ウ)せまいといふ手形を取るべきやうなしさそ親の最期には娘の事心にかゝるへしされと親類家來の前をはゝかり申出さす果てたるむねのうち思ひやられ不便なりと涙を流して申され先今日は双方ともに罷立つへし重て申上よと養子は不孝ものなりと言葉を残されけり何れも御前を罷立さて福兵衛か後家の方へ名主組中集り相談いたしけるは今日の御意の内に聞し所あり養子は不孝ものとの給ひしは彼娘を引取実の妹とせよとの隠語とて何れも内談をきわめ翌日又母の願書をさし上けるは私儀伴壇人に便つたなく候間^(50オ)伯母方より受取私し娘に仕りたきと申上る養子の

福兵衛妹に仕行衛見とゝけ何方へもかた付たきよし願ひけ

れは名主を召出され此ものゝ身代の儀を御たつね有れば家
やしき拾三ヶ所あり金三千両余と申上るを聞し召仰られし
は兩人ともに神妙なる心底を御かんし遊はされ願の通り仰
付らるゝ也いよ／＼妹にいたし不便を加へよ娘も母兄へ隨
分と孝行を尽しうやまふべし扱町のもの共を召され娘産た
るより母子ともに長々養育せし事なれば養育金として貳百
両遣はすへし又姪か方へ向後出入無用たるへし夫も母のゆ
るしあらは^(50ウ)「勝手次第たるへし扱又親子のものとくと
和熟するまではかたく伯母と不通に致へし兄弟は随分中能
して母へ孝行を尽すへしそれこそ亡父への追善なりとこの
御意有かたく双方罷立けり

評にいわく實に御慈悲なる御さはきなり養子は不孝も
のなりと御意を残させ給ひ又手形いたしたるを御詮儀
なされし御下心内證にて取あつかへと仰られぬ計也殊
に伯母方へ養たる替りに金子貳百両下され不通にいた
すへしと仰付られしはいか様深き御思案と知るへし愚
智を以て評するはもつたいなき事なりといへり^(51オ)
亦評にいわく奉行は父母のことくの慈愛にて訴訟人は
赤子のことくよくその情を知りて各その争論をやめよ
く和睦ならしむとかや

邪智の左縄の事

(九の二)

昔し都の町に人遣ひ悪しき商人ありけるか一人の下男少し
の借り有けるを捕へて打擲せしか悪し所へ枝の中りけん只
一打にて死しけるに驚き水などそゝきけれどももはや甲斐
なき今は身の上を悔より外なし漸思ひ出し下人か己れと首
をくゝりたるやうに隨分と心をつけて持らへ置下人か親兄
弟を呼て見せけるに何れも死骸取付^(52ウ)てなけきけり主
人も不便なる挨拶をして其身に死ぬる程の思ひや有りつら
ん是非なき事と明らめ跡を弔ひ遣すへし死骸を取置くため
とて鳥目拾五貫文親に遣しけるその時下人か弟思案しける
はたとへ我と首をくゝりたるとても主人の役に其子細をたゞ
すへきにさはなくして我／＼に大分の鳥目をくれらるゝ事
こそ心得ね或は五百文か八百文ならばさもあるへし日頃し
はき主人の大房二三ヶ年の給金程錢をくれらるゝ事何にし
ても不思儀なりと親子相談して此事奉行へ訴出けるに則檢
使遣わされ死人を吟味なされしに是は首くゝりしものにて
なし惣して^(52オ)首くゝりたるものは鼻をたるゝ事夥し此
死人曾て左様の躰なし其外不審なる事共多かりければ主人
を御前へ召出され段々詮義のうへ白状しければ人を殺した
る罪のかれかたく御仕置に逢ひけるとかや

評に曰主人邪智を以て左縄にてしめ殺し下人か己れと
相果たる躰に見せけるが実は杖にて打ち殺し是非な

く縄を以て首くゝりたる躰になしけるとかや此邪智を
出たさす右の通りを親弟に包ます語り金子を出し取扱
ひたらは主人の命は助りしに悪事にまよひ五拾年の命
を失ひける実につゝしむべき道理は(52ウ)「偽りなり

亦評にいわく小人には仕へがたくよろこばしめやすし
といへり人遣ひのあしきは主人たる人のおもひやりな
く非道なるゆへなり家來たとへあやまちありとも宥免
を加へなるべきたけは慈悲をかくれは臣下たるものも
其厚恩に感しあやまちをあらため大ひに君のためにな
る事をなすものなり何ぞ一期の怒に堪す下ミを打擲す
べきや

父子の間に養育料を出さしむる事 (九の三)

むかし都の町に獨りの職人ありける忤弐拾五才に成(53オ)
けるか殊の外親に不孝なりけるゆへ上の勘當帳に付ける然
るに此親とも次第に年寄渡世なりかたく既にうへに及びぬ
先年勘當せし忤は其後心を持なをして拾四五年の内に持出
し身上好くなりぬ二親此よし聞いて尋行て勘當をゆるすへし
今は年寄て歩行叶ひかたし養ひくれよといへは此忤合点せ
す一旦親と子との縁を切て他人を養ふへきやうなしとて更
にうけす親共余りなん義にせまりて奉行へ出て右の段ミを
なげきければその時忤を前へ呼出され申されけるは成程以

貞女は明智の鏡の事 (九の四)

むかし都の町に旅商ひする男ありけるか其女房心やさしく
形ちよかりし女なれはあたりの有徳なる若男心をかけ度ミ
云寄といへ共ざらに承知せず此女夫の留守に殊の外貧しく
暮し朝夕の煙をも立かねけるを能き幸ひとかのものは志を
運て金銀を合力しける上にていふ様は心をかけし事道なら
ぬとは云ながらも色の習らひにて是非の弁へもなく一旦は
兎や角申したれとも最早思ひ切たりといふその時女申ける
はいかにこの身(54ウ)「貧しければとて男ある身として外の
男より金を貰し所は不義なり此上は是非もなし其方御心に

前に縁を切たれば他人なり去ながら其勘當せらるゝ迄廿五年(53ウ)の間は親に養れたり今より廿五年か間二親を拾弐年半つゝ己れ馳走せられたるやうにして養返せ其跡は又両方ともに訴訟あらは聞へし先他人に養ひの負がある程に急度濟すへし少しにても不孝なる事あらは曲事たるへし家主隨分孝行にいたさずへしと仰付られ双方御前を立けり

評に曰愚人に説聞するに正理を以する時は聾に音樂を
して聞するやう也聾には仕形にて教ることく上の御意
理非明らかなれはさしも不孝なる子共理につまり一言
も返答にも及はず御前を立けるとなり實に明らかなる
仰付ら(54オ)れやうかなと皆人申けるとぞ

したかわんといふ男大ひに悦ひいつの夜はからず行へしとかたく約速しける斯て約速の日になれば男ひそかに来れは其夜女障りありとて逢わす重て何の夜來り玉へと云へは其夜行しに其夜もさわりあるとて逢す男うらみ腹立て重て何の夜ちかひなくかならす合はんと約速しける内に夫田舎より帰りぬ時に女房夫に向ひ久しうたよりなく既にたへに及ひし時我に心をかけし男あつて合力をうけて今日までの命をつなぎしなり心に^(55オ)隨わんと云なため今夜まで偽おきし也何とそ其男の合力請し金子返し玉われといふ夫しはらく思案して此事奉行へ訴出ける口上私儀は田舎あるき仕る商人にて御座候留守の内に私女房去男に金子を借り申候所罷帰り候ても金子催促に參り候わす何とそ此金子返済仕度候間取に來り候様に仰付られ下され候はゝ有難奉存候との願ひ也いかさま替りたる願ひ也人に金子をかりて済さぬとて願ふは有に是は借りたる人より催促に預り度との願ひは珍敷事なり然れども奉行は合点なされしにや己れ主しある女に金子を借_シたる^(55ウ)事不届なりと仰られ則金子は借り手に下され其男は所を追放なされしとなり是男計の不儀にて女に不儀なき事を推量なされるとかや

評に曰古しへ袈沙衣御前と言しは遠藤武者威遠にしたわれ夫の源のわたりか身替りに立ちぬ是を評するに夫なくなりなば心にしたかわんと偽りながらも盛遠をす

かす言葉を盛遠は實に思ひければこそわたりか寝所へ忍入りけり其上最早袈裟か靡きたると心得たる上は貞女の道に欠たりとや云わん今まで此女智を以て不義なる男の心をす^(56オ)かし偽りしは夫の留守に借たる金子強く催促受ましきとの方便なり一日_一と男をたまし一夜も逢わす夫の帰りを待ける心底實に商人の女房にはめづらしき貞女也と皆人かんしけり

亦評にいわく餓死は貞女の道偽て少年の金を得て生を保つは假令實に密通せずといへとも貞女の道にあらざるなりされども下賤のものゝ妻には奇特と賞すへきか

板倉政要後偏卷之九終

(56ウ)

板倉政要後偏卷之十 目録

- 一 宝珠も曇る御捌の事
- 一 過てよく改むる魚商の事
- 一 洛中の巾着切を追ふ事
- 一 御吟味に顯る馴合の借手形の事
- 一 密夫顕す智恵の張紙の事

(57オ)

われ夫の源のわたりか身替りに立ちぬ是を評するに夫なくなりなば心にしたかわんと偽りながらも盛遠をす

宝珠も曇る御捌の事

(十の一)

昔し都の町に獨りの法師ありけるか小野篁の夢想に授りし珠とて莊嚴うるはしく拝らへ此玉に向て一念さんけし念佛をとなへ目を披き其身の玉に移る容を見れば渡世の障りなき人は正しくうつる又未来に於て罪ある人は其身逆にうつり現世におゆて善惡の二つを見せしめ玉ふ極樂往生すへき人は報恩謝徳の念佛をとなへ罪深くして其身逆さまにうつる人は滅罪生善(58オ)の為に念佛怠たる事なけれ彼地極の主しゑんま王の前に立置かれたる淨破利の鏡になそらへ善悪明照玉と名付て信向のものゝ家々に持行てうやくしく納させける貴賤を論せず老若男女をわかつたすひとつく彼の玉に向ひ納しけるはしめ拝みし人も逆さまに移り後に拝みし人も逆さまにうつれと互に外聞あしければふかくかくし何も我はかりこそ罪ふかくて逆さまにうつる人は皆真直にうつるならんと心から身を恥しく彼僧に過分の布施を運び俄罪の縁を結ぶ角する事京中に時花して二日三日四日とは一所に居とまらす所(58ウ)方々へ迎るに五里七里の道をへたてたる在々所迄駆廻りければ有智無智の老若雲の如く霞とひとしく群集をなして有りかたかりける此事奉行所へ聞へ同心を遣し彼僧を取らへさせ則御前へ玉を召れ御一覽あるに奉行の姿も逆様に見へければ彼僧をつよくいま

しめ玉ひ己れ諸人の心をたふらかし金銀衣服をむさぼり取る惣して水晶の丸きにて人の形を見る時は逆さまに移るもの也畜生の形は直正にうつる是に依て狐狸抔人に化たるには是をもつて鏡に見せて糺なり皆寄て形を見よとて近習のものとも見るに何も形逆様に(59オ)移て正に移るは老人もなしさらは後生罪なき善人とて諸人の引導す法師か形を見せよと彼光明玉の前へ法師を引居へけるに僧の形も逆さまにうつれ今は言葉なしさしうつむいて居ける諸人の見せしめ終に罪に行れけり

評にいわく昔し獨住の僧の庵の前に芭蕉に花のさきたるを優曇花と云はやらせ近国在々所より聞傳て貴賤群集して是を見る事おひたゞしければ主の僧も自然と福僧になりけるとかやは聞傳へて先より成る幸ひなり今之僧はたくみて諸人(59ウ)たふらかしける天命ゆへ終に奉行の詮義に合けるなりと云へり

亦評に曰佛道は後世を説て今世の救ふの釈迦の大慈悲より立たる法なり外道は邪見にして種々奇妙の妖術をなして佛道を妨げんとすそれをくじかんために釈迦亦勝れたる神通變化の術をなし給へりその費へ賣僧の姦智をたくましくして人をたふらかし迷はすに至るかな

しむべし

過てよく改むる魚商の事

(十の二)

かりしと也

昔し都の町に魚商買する活八といへる男ありけり然^(60オ)るに其女房と近所なる男の同魚商買の鮮吉と密通してはや四五年の内ふかく隠しける魚賣は毎日七つ起して魚市へ出る留守ことに忍入て不儀をなしけるか或時夫の魚市へ行たるを見て例のことく密夫來りてほしいまゝに姦を行ひけるに夫活八用事ありて道より小戻して内へ入る男おどろき夜着のすそに隠れ忍ひ息をつめ居たるに亭主いふよふ今朝は霜ふかく風も烈しく我は道を行はとてもかくても寒さをいとはんやうもなし汝は夜着薄し必風を引べしそめて此羽織を上に着よとて抜て女房に念頃に打着せて^(60ウ)行きぬ女房跡にて扱もいかい虚氣かな己れ寒きは苦にせいてといふ密夫聞て泪を流し夫有る身にして我と不義するさへ世におそろしき女なるにまして夫の深志を弁へす惡言に及ふ心ていいかんしても堪忍なりかたく彼女を引寄只一刀にさし殺し返りぬ其後に夫帰りて是を見付盗人の業か扱も不便の事かなど驚き歎く体を見て猶も密夫心にこたへ悲しく我と此段奉行所へ訴訟し密通の御仕置に逢申度と願ければいさきよく覺悟の心底を奉行も感し有て命を祐け此魚賣か下人となし刃殺されたる女房か死骸と^(61オ)密夫か名を書付させて諸人に晒し見せしめになし玉ひぬ奉行の慈悲密夫か誠魚賣か情け時の人感心して弥女の死骸に唾吐て返るもの多

評に曰実に惡には移りやすく善心には本つきかたきは人輪のならひなり然るに此密夫も魚うり女房と人知れず四年もなしみけれとも男の情をかんして泪をなかしける折からに女の惡言を聞いて日頃の事も今迄の事を悔むのみならず女の心底惡言を惡み一刀にさし殺し夫の歎くを見てこらえ^(61ウ)かたく不義の段を我れとあらわし訴出たる事実に善にも惡にもつよき男なりと奉行も是を感じて彼密夫の命を祐け魚賣か下人とはなし玉ひぬ實に直なる御捌と皆人申けるとかや
亦評に曰人の妻を犯す事大罪なれとも心をあらたむる時は死をまぬかる改るほと善なる事はなきなり

洛中の巾着切を追ふ事

(十の三)

昔し都の近在に古き宮あり此所へ何ものとも知れず夜毎に五六人集り酒などのみて居たりしか^(62オ)次第に人数ふえて後には武拾人計りに成鍋釜杯を持來り食事などをとゝのへ昼夜住居をしければ神主驚き是を吟味すれば都にはいくわいする巾着切也里人を頼み追出せは村中を焼拂はんとせんと悪口すれば何とも氣つかわしく此事を奉行所へ申上る奉行聞し召れ右訴訟人の内より此巾着切のつらを見知たるものを案内にして相添中にも見知しを兩人召とらへ御吟味

のうへ数年の悪事此度斬罪に仰付られるへけれども御慈悲を以一往は御助けなさるゝ也此上は汝両人のもの巾着切仲間の頭に申付る間只今まで當所に集り人数生國^(62ウ)名を委しく書付を以さし上へし其外他国より入来る奴原壺人もおくへからす扱領内他領は申に及はす夜陰の働く一切停止也白昼にぬかりたる男の巾着切ほとの事は己れらか手妻仕つるは格別其外追はき辻切等いたすにおるては兩人のものをはじめ手下のものまで急度御仕置に仰付らるへしとはに依て一棟の長家を建住居すへしとのさばに兩人死助り死出の山より蘇生したる心地にて悦ひ早速明日同類吟味し五拾六人生国実名委細書付を以て差上る是に依て暫らく安堵の思ひをなしける所に十日ばかり過て彼頭両人のもの^(63オ)を俄に召れ今度御求の鎗長刀脇差御ためし遊はされ候所に折あしく罪人是なし其方手下の内に明後日までの内七人召取出すへし兩人は前方にとたんを拵出たすへしと仰付られけるかしこまりて帰り申間五十四人を俄に呼あつめ此事披露するにいつれも肝をけし誰を七人の内に入へしと詮義しても埒明ずとかくはくじ取にして定られ然るべしとはからぬ談合すあまり夜更たれば明朝急き相談極むへとして先其夜は各退散しけるか其夜五十四人何国ともなく逃ちりける斯て両人の頭も云わけならすと是も行方^(63ウ)なく逃うせけるとかや

評に曰小盜も黨を結ひ衆を集めは終には天下の害をなすおそるへし此盜人との科を御ゆるし近在の明地に小屋など立下され兩人の頭に諸事吟味いたさせ追はき辻切かたく仕るましき杯と心をゆるさせ其後七人をためしものと仰出されしは御尤なる御智也是よりしてか程都に多き巾ちやく切り一人もなく諸人安堵の思ひをなしけるとかや

御吟味に顧る馴合の借手形の事 (十の四)

むかし都の町に慈悲深き佛性なる家持ありあだ^(64オ)名を佛直兵衛といへる有り然るに此ものの借屋の中に近頃わつかに八畳敷の店をかりて住する万八といへるもの近頃篇笠やに金借業右衛門銀三貫目かし有るよし家主へ届け近日御願ひ罷出るよし催促いたす是に依て家主篇笠やを呼て吟味するに借りたるに紛なけれども此もの今の身上にて銀十匁露するにいつれも肝をけし誰を七人の内に入へしと詮義したなこなれとも町中へ此事知らするも氣のとくに思ひ内證にて家主立かへ此銀四分にて扱ひ銀一貫目出すへしといへとも借し方中々合点せず終に御前沙汰となり双方罷出けるに^(64ウ)奉行聞しめし両人のものとも呼出され先方々に仰られしは汝篇笠やを何ヶ年ほどいたす又家内のもの幾人くらすそとの御意に篇笠商買仕る事十五年程に罷成申候

家内は段々不仕合にて拾年此方親子四人口漸々其日の口過仕るよし申上る其時上の仰には又此銀を借りたるは何年になると御尋に四年以前に借りたるよし申上る則借手形をさし上ける奉行しさらく御思案有り仰られしは其方数年仕似せたる家職のうへ銀三貫目入て下直なる賣もの買込四人渡世いたし兼る事は不審の第一なり凡金を借すもの家質を(66オ)はじめ代物か商買に目當あつて貸し借りいたす事世の常なり然るに借屋七八畳の小店かりて親子四人一日暮に過る程のものに何をして目當に三貫目の銀をかしけるそ是不審の式つ也若し日頃念頃にて合力の心にて借たるならは催促はすましき是不審第三也不頼母しき義也是三つの不也わつか四年の間に三貫目の銀子なす事ならぬやうに遣ひはたせし是四の不審なり其上此手形の墨色年へたる筆跡にてあらす書したゞめて十日にはすきさる筆跡に相見へる是不審の五つ也然れは水に入ためすに及す段々不都合の(66ウ)儀なり是皆家主律義なるを見とゞけ「れら馴合て借りもせぬ銀子を借りたると手形を拵らへ家主に銀子出させへき工と見へたり家主は正直にして是を実と思ひ七八畳の小店の宿代いまた一二三ヶ月も及さるなしみなきもの難義を思ひやり一貫目の銀子をゆいしよなき店かりのものに合力して扱へといふほとの心難き分限のものを見立て借宅仕る相手と密談してかゝる事を工み公義に仕らん急度付届せは下にて扱んも

強訴へ町中出入の物入を算用して兎角内證にて相濟すやうに取持をこしらへ扱せ両人し(66オ)て分取にすへき工みなるへし急度牢舎して拷問し證義すへとの御意に両人おとろき白状しければ御仕置に仰付らるへけれども白状の上は御慈悲を以て一往御助け遊はされ所を追ひはらはれけるとなり

評にいわく愚直の人一旦奸佞の欺を得るといへとも天道の加護ある也分ての御詮義馴合たるものとも一言の申わけいたすへきやうなく終に白状しけるならんしかしケ様に家主律義なるを能しろし召れし事不審なり但し上にも御存しあるほど佛性の家主や(66ウ)らん此事いふかしく思われける

密夫頭す智恵の張紙の事

(十の五)

むかし都の町に糸屋をしける名取の女の名取二皮目の小けんとてさながら名たかき遊女の風流を学ひ紅粉青娥のよそほひをつくり出たちけるは観る人上下をいはす心をまとはさすといふ事なし然るに此女なき心は離て欲に目の見へぬ浪人を男に持ける子細は此人其以前は歴々の武士にて一生のくらし程はたくわへ有て楽しみをしける都東寺の片かけに借座敷して心任せに月日を重ねし内に有人物あたり彼女のうるはしき事傳へ(67オ)聞て金銀にてなる事ならはと

頼みしに小さん合点して夫婦となりけるか五三年は萬有に任せ栄花にくらせしか此女日夜の奢りゆへ程なく内證薄くなりてことさら浪人眼つふれて盲目となりしかは今は樂しみもならねは男につらく當て暇をとるへき仕掛けの折ふし心やすく來りし近所の町人の若き美男にて手前宜しき友あり此男に心を移ししのひくに契り今は誠の男うるさく作病を發し暇状さいそくし終に思ふさまに去状を取り其身未た十日も立ぬに彼男の方へ仲人なしにて世間をはかる事もなし外の(67ウ)もの見てさへ此女をにくめはましてや定て男の身では堪忍ならぬ所打はたす程にも思ひしか目は見へすことにはやりての事なれば死後にも世の沙汰になりゆく事も口惜し夫ならに事すみける折ふし是さへ無念に思ひけるに有夜門の戸に張紙して此浪人町内に置るゝに於てはいつによらす町中を切たて一人も命の種あるへからすと書きしける時に此浪人申やうは我事は身にかかり多き事なんきも苦しからず然し何ゆへかゝる恨をうけ候や覚へなく候へとも各へ難義懸るも迷惑なれはとてこゝを立のくべしといふ何れも此浪人をあわれみ此(68オ)義はさたなしに談合して今までの通り其まゝこゝに居らるゝやうに申渡せは御心入の段身にあまり悉し然しこのまゝにては置かたし何とそ町中に別条なきやうにと右の段々御前へ申上ければ何にても思ひ當る事はなきかと御尋有し時なにも心かゝりなる

事は御座なく候へとも私此ほどまでの妻女兼ては存もよらざる病氣と申出し俄に暇を乞申候是までの縁と存し願の通りに暇とらせ申候所に夫より七日目に近所へ縁付申候此男はより別して心易きものに候か其後は私方へ参りかね申候是より外に何にても思ひ當り御座なく候段(68ウ)申上るやうす聞し召され其夫婦召出され此儀は密通に極たる女は大悪人也又男も日頃知合たる中ならはその妻新に再縁せんと罷在時より相馴たるに紛なし有のまゝに申に於ては拷問にかけましと女に仰出されし時に是なる男の状を付てとやかふと謂れしにと申上の己れ世の仕置ものなれと一段いとまの状を取ての上なれば命はゆるし女は鼻をそき男は元とゝりを拂ひ京都邊は追放と仰付させられ其後此浪人を御前へ召され此度の張紙は其方妻を密夫の詮義の為に(69オ)其方ばかりしと見へたり角なふてはならぬ所と御褒の御意有かたく御見違ひなかりし御眼力を感しけるとそ

評にいわく此浪人妻を奪れ町人と打果すも口をしく又其場に置ても無念に思へと密夫といふ證拠もなし首尾よくいとまとらせしゆへなれはすへきやうなく暮せしか張紙の智恵を出し本望を達しけるを誰知るものもなかりしに上の御眼力の見とをしなる事がを折けるとか

や

亦評にいわく淫婦鼻きられても生をむさ(卯ウ)「ほるに
義をしらす恥をしらす憎むべきの甚敷ならずや

板倉政要後偏巻之十終

(卯オ)」

板倉政要後偏巻之十一

目録

- 一 作聲は後家の智恵の事
- 一 掘出しの壺は欲の入物の事
- 一 無実を受る夢咄しの事
- 一 戯場の趣向の事
- 一 三味線にて人殺の隠宅を察せられし事

(カオ)「

へ返しける夫より一年余りも過て亭主やまひ心にて打伏け
る皆／＼聲をあけて呼返せとはや(ヲオ)「息絶て詮方なくし
未た子壱人もなく跡に残る内義別してなげき深く然し此人
関東の人にて京には親類もなけれはやう／＼女房の一類集
り野邊に送る用意するとき彼物縫の女乳呑子を抱て走来り
此跡取は此子なり旦那の御手懸られて平産せし事まぎれな
し此首尾手代の何かしたしかに存られしと無常の内ともい
わすわめく時手代罷出此方は夢にも知らぬ事と申せは此方
は此程も旦那より此子養金とて持て来らぬかねていふ我等
らは其方かかほさへ知らすといふ此女手代にしかみ付如何
にも東西弁へぬ子なれば(ヲウ)「とて「己」か親方の筋目なるに
内證知ながら今又知らぬといふは天のはつもあるへしと顔
色替へて泣かゝれば葬礼出立の男迷惑して死人を押ての歎
きの中の訴訟事右の段々御前へ申上しにあの伴は主人か子
にてあるか真直に偽なく申せと御詮義の時旦那の儀ながら
内證の事は存し申さず彼女の親元へ主人申付毎月晦日に金
子壱両壱歩つゝ持參候より外は何の子細も存し奉らす候と
申上る此訟なきに毎月金子遣すべき故なし本妻穿ざくの時
主人の義なれは名を隠し我はかりの科になる宿へ帰るも壱
通りは聞へたり是は主人の子にして先祖の(ヲオ)「名跡を繼
せよ夫れか母は乳母となり我子ながら主人にして是を守り
そたつへし後家は其子か母になり勝手次第末／＼隠居仕る

板倉政要後偏巻之十一

作聲は後家の智恵の事

(十一の二)

昔し都の町に質酒の両見世を出して暮しける商人あり家榮
るに随ひて召仕も数多有中に物縫に置し女風俗の花車に見
ゆるか何の頃よりか青梅を好み次第に腹大きく惣躰に疑け
れは内義吟味し出し男は何かなるものそとさま／＼問へと
もふかく隠して申さぬ事を憎み兎角家の作法とて受人の元

へし金銀財宝は一つ町中毎年立合勘定きて取らせ手代に商買の義相さはかせ伴十五才に罷成時是を相りますへし方事は後家か心任せに仕るへし後日にあの伴付疑しき親なと相知るにおゐては何時にも後家申出へし急き死人はとり置と仰付られその子跡目取の礼義にして野邊の道を仕舞けるか連合別れかなしき中にもその後家は下女か子の事疑けるは年月二人か中に子のなき事をなけき^(74ウ)夫婦合点つくにて幾人か妾を置しに是等にも終に願の叶わざるに幸ひかく有事をかくし玉ふゆへなしとはより心とけていつとなく作聲になつて浮世をひまになし佛棚の勤はかりに月日を重され隨分人の氣の付さるやうに仕掛け程なく其年も暮て明れば春の彼岸に當りなき人祥月とて一家のこらす旦那寺へ参り香花を手向石塔に立より皆く拝しける中にも後家は一入昔しをおもひ出し泪を流し彼子か手をとりて我かとく様は此石になられ玉ふなり能く水を參らせよと有し時子の母親心おかしく本のとく様は鼻の先^(74オ)に黒羽織着て未た此世に達者にてこさる金な聲か何をいふそ是も知らぬか佛じやと手代と顔を見合せける後家は是をきくすまし宿へ帰り明日御前へ罷出て私財宝にさして望は御座なく候得とも筋なきものを後繼に仕ると草葉のかけなる連合の所存彼心口惜く奉存と段々申上る則手代と伴か母召出され既に裁許になりて夫なる女何とて手代を子の親とは申ける

昨日石塔の前にてたしかに聞届ての申分と御尋なされし時手代も女も口をそろへ是は何をかきかれて跡方もなき偽を申上候是は一家中を内談にて^(74ウ)私へ難義を申かけ金銀にいたすべき願と存しられ候其子細は後家事去年四五月頃より不通に耳聞へす方くの神佛へ立願かけさまく仕れとも其甲斐もなしよし筆談に申こと家内町中にかくれ御座なく候耳か俄に聞へ申から御詮義下さるへしと申上る時後家打笑ひ何かにしても兩人か心底合点不参して由なき罪を作聲仕ると去年よりの事とも一つく申上れは手代も女も赤面して兎角の返答もなけれはいよく手代か伴にまぎれなけれは御詮儀の上にて兩人ともに御仕置を仰出されける時後家申上るは夫の経養に命の義を願ひ^(75オ)奉れは一命は御助けなされ五条の橋にすり鉢をかつき摺古木をもたせ兩人ながら三日さらし江戸京大坂三ヶの津を追放なされて伴は女の親に下され末くは出家に致すへきと仰渡されけるとかや

評にいわく後家聲となりて壱年余り心を付し夫のなに様さる事を知る實に智ある女なり始より女と手代なら合たるとは心付けれとも其時此儀を申上る時は嫉妬かましく思はれん事をいとひて何となく月日を追りぬ奉行も手代か心底の疑しく思し召けれども葬礼の砌なれば御詮義なかりしどかや^(75ウ)実は後家利發なるを御

覽し追て子の親知るゝ時何時にも早速罷出へしと仰渡さる後家の智を知ろし召さる御眼力の程有かたしと謂けると也

掘出しの壺は欲の入物の事

(十一の二)

昔し都の町に三間口の賣家あり同く町に年久しく借屋住居しけるもの此家を求め移りけるに井戸の遠くにこまり幸ひ表に明地あるをかりて井戸を掘らせけるか水筋を吟味せんとて鶉の羽をまきあら／＼必定其羽に朝露深くふくむ所は清水也と古人の傳へに任せ所を改め濟して(76オ)掘かけ上土四尺ばかり上る時鋤鍬の刃にさわることのあり何そと見れば古き壺の口を石灰にて詰りて木札にて印形有と見へて年号は消けるか辰十月二日是を埋むと計見へたり井戸掘是はといさみて金子を掘出しました我等にも大分御祝を玉われ此やうな事には昔よりためしもござると掘あけもせず先より身勝手を申せは掘主聞てたまれ褒美はとらすへし先其壺に此方へといふ所へ地主來り此方の地より掘出したる壺なれば自由にはなさせしといふ借りたる地より掘出せし壺此方のものと此論止事なしはや世間に沙汰して金を掘出(76ウ)しけると見物集り町のものとも立合中／＼下にて消かたく右の次第を繪圖に作て井戸には余多番を付置町中御前へ罷出段々を申上れは奉行聞し召以前此所に茶の湯者の住居せ

しやとの御尋ありし時年寄罷出で御意の通りかくれもなき茶の湯数寄何某と申もの罷在しかこれは十五年以前に頓死仕り此跡孫請取此時に賣渡し東国へ下り候よし申上の奉行笑わせ玉ひ其壺別の事あるまし前の地主のうつみ置て新らしきを古ふる為か又は油氣を抜事なるへし此壺兩人え取らす也隨分と見事に掘出させ汝等か欲の入物にせよと(ヲオ)仰出され皆／＼罷帰り是を明て見るに中には何もなかりけるとなり

評にいわく此壺茶の湯の壺と御眼力違はざる事實に不思義なり欲に目の見へぬ家主地主は大笑ひとなりけるとかや欲に非る両人の心そ悲し何の事なきゆへ皆人の口にのりけるとかや

無実を受る夢咄しの事

(十一の三)

昔し都の町に江戸みちする商人あり此ものゝ妻は元御所方の奉公して心さしやさしく流石風義は花の香今に残りて人皆目に掛ける身体軽ものなれば(ワウ)女独り留守に置けば氣つかひなれとも渡世は是非なく旅たち折ふしりんき深き男なれば女のしらさるやうに宮鳥の血を取て左の肘に付置ぬ是を虫印として其女男に見へぬ内は何ほど洗とも落さるよしなりそれより例のことく遠方へ出行て久しく帰らざるうちに近所に名高き色このみの少年ありて此女に昵て目に

て忍ひ物は謂はすして焦れたるに女も自然と此男の心にかかりしかある夜忍ひ入て契を込めたると夢見たる互ひに不思儀なる縁と心に思ひける折から若きものとも大勢集りたる中にて何の遠慮もなく此夢はなして大笑ひしける^(78オ)其後夫江戸より帰り心ためしの虫印しを見るに消て跡なきを疑ひ出し我女房の事さまく詮儀つよく吟味すれば罪なき身のかなしく留守中の事はすこしも包ましと諸神をせいもんに立かの夢の事まで語り聞せければそれはかくれなく美男弥々氣を廻し世上を聞合すに彼男の夢物かたり彼方に沙汰あればさては兩人か不儀外に知られて其口とめにかくはいひけるそと察し是は一詮義いたすへき所と分別してたとへ夢物語にもせよ男のある女を犯したる風聞堪忍ならずと女も夢に出合たるといふに此分にては不思儀はれすこれは^(78ウ)「密通に紛なしと此事御前へ申上けるに双方召出されかきくらす心のやみに迷にき夢現とは世人定よと古今集伊勢物語にあるもかゝる事なるへし是はいかにも不義の定跡なし去ながら夫のある女の事をたはむれし取沙汰する事越度なり又女も夢なれはとて不義したる咄しは無用の申事なり愚なる男の疑ふましきものならず密通か夢の契りか此二つを糺し其上にて申付へしと我汝らか為に夢か現を定て見すべしとてきんの猪口二つ御出し遊はされ女の指の血両方へしほりこませ本夫の指の血壱つにしほり入させしばら

く御前に置て御覧なされ^(79オ)けるに本夫の指の血と女の血と合し交り少年の血は女房の血と交はらさりしかは他淫せざる證拠なりと見せられしに本夫はしめて奉行感光をして疑ひはれ少年も密夫の難をのがれ女も子細なく永く夫に添ひけるとそ

評に曰男女の指の血を合て不義したるや否の證拠になるへきにもあらす哥の題にも夢に逢恋といへるはまことに逢とは格別也その道理も弁へさる愚人には時の計策にてかゝる裁許もありしにや

戯場の趣向の事

^(79ウ) (十一の四)

昔し都の町静謐にして何の一事めづらしき取さたもなかりし折から五月雨の頃桂川の瀬々^{（）}を不思儀なるもの流れ來りあたらしき長櫓に錠りをおろし其上に白幣をさして置ぬ里人の何がし是を見付て各々呼に来りて是は何とも合点し兼てとかく此まゝにては置れまし先神職の物と見へたれは吉田殿の御家へ尋て見んといへはいや^{（）}近道に御前へ申上んと内談極めて持参いたし事かましく子細をこめて持参いたし申上る時に仰出されしは先錠を明て御覧遊はすへきよしにて則ひらき見るに年久しき^{（シャレコウベ）}曝首五つと女の^(80オ)黒髪を切て入り何れもおとろき是はいかなる事そと不思儀なる児つきせしを何の御詮義もなく此長櫓は獨して見

付たるか又大勢にて見し事かと御尋遊はされし時に是に罷在る何かし一人して見付候段申上る已無用の物を見付其里のものともをさはかせ何もへなんきをかけたる過怠に四条河原へ行て此度桂川を流れし長櫛の噂を淨瑠璃狂言に取組仕る事かたく御禁制のよし芝居中へ急度ふれ渡すへしと仰付何の子細なく相すみけると也是は彼者とも狂言の種に拵へ桂川へ流しけるか彼里人たまされしをはやく御聞付させられ(80ウ)外へさわらぬ御さはき長櫛は野寺へやりいかなるものゝ曝首やら知れざるに思ひよらざる弔にあひけるとかや

評にいわく洛中洛外静謐にして何の奇説なく芝居しきみの趣向に尽けるゆへ役者ともかゝる事をたくみて世間の風説となしやがて芝居にてその事を狂言にせんとの事也しを奉行かゝる事迄下情をよく察せられしと人皆感賞しけると也

三味線にて人殺の隠宅を察せられし事（十一の五）昔し四条河原のすゝみ例年よりも炎暑甚敷故(81オ)に別し繁昌なりし事あり我も人も暮を急き川原の涼み床にいて昼の汗を水になして川音きゝ樂又外になき面白さ貴賤男女まちりの酒こと幾万人の付合なれとも少しの言葉とかめもなしへいつれ京都の優美なる風俗こゝろとは是を感じるに東

國の士と北國の武士と喧嘩したし片手に血刀を平めかし少し立さわく内に一方は上下三人ともに打れ相手はたしかに五六人と見しか残る人なく手を負て退きけるが其時節何の構なき町人を送まはり立退く足元酒醉のことしと所にありし茶屋とも見届け語りぬ夜明て旅宿(81ウ)の亭主申出で打れし方のやうす御聞届遊ばされ穿さくなされけれども知れかたく其日うたれたるものゝ子とも兩人主人に御暇申うけて京着し敵打たき願ひ御訴訟申上る此式人は十九と十六になる若者心はいさめと敵も面は身知らず増して名苗字もしらされは無念に存たてまつり候御慈悲に有家を御詮義遊はされ下されなは本望を達したく御願ひ申上れは心底不便に思召し御詮義なされしは洛中に有ほとの外科に御尋なされけるは六月十一日より此方金瘡の療治仕りたるを今日中に書付出すへし若しかくし置後日に相知るに於ては(82オ)急度曲事たるへしと仰出されけるに其頃一条の邊に金瘡の名醫何某とて外科の上手ありけるか此御觸を聞といなさつそく御前へ罷出申上るは當六月十二日の夜四つ前に百姓の召使ものらしき男花車の紋付し灯挑をともし私宅へ物もふを乞壬生の庄屋よりの使として未た御近付には御座なく候へとも俄に腫物痛出し難義仕候御無心ながら此ものと御同道なされ御見廻頼上るよし申こし候ほとに醫師の役と存し薬入を懷中いたし野道へ罷出候所に先つ松陰の所よりのり

物持來り是に召て少しもはやく御こしと申ほとに^(82ウ)老足の助と存し乗移りけるに茂りの笠原より大勢かけ出外より細引懸てゆくかと思へは南のやうのときも有りさまざま千鳥欠に道筋覚ぬやうにたゞ夢の如くなつて都をはなれ凡三里ばかりもゆくと思ふとき皆く足もとしつか也門を開く音して夫より奥座敷へはるか行て駕籠の戸を明け出しけるに金屏風の光り計目に移り魂は消る心して暫し前後も覺へなく現に物をきくやうなる時すさましき髭男此方へ御療治頼むは少し世間をしのぶ御方なされ角は仕る事也かならず氣遣ひに思召など屏風を引明れば手^(83オ)負六人彼方此方に持たれかゝり取みたしたる風情なりいやとは申されぬ首尾になつて養生のうち廿日計昼夜のともし火わたくしに影は見せぬまして家内のやうすも知らせす候大かたにして立申候時は當分の礼なりとて金子拾両くれ申候此事沙汰さるゝにおゐては重ねて命を申うける也といふ其おそろしさ無事に帰るを諸天に大願かけ申候時又はしめの乗物に乗て夜中に元の野原に乗て帰り夫に氣をこらし相煩とくに申上へき事延引仕候と段々御聞き立て申せは其所は山家のやうに思はざるか御意の通り町^(83ウ)家は離れ候子細は諸鳥の聲やかましく人倫たへて住家のやうに覺へ候明りまとよりかすかに高山見へ候をあればいかなる山とたつね申せは朝日山と申候夫は宇治にてはあるまし定て北山の日なる

へし其外おもひ寄はなきか南の方と思われ月の影さす隣の方に都にまれなる三味線の上手あり上けうたふ一節かんにたへはし聞とれ罷在よしを申上る其外廿三日の夜をこめて彼山に群集の音仕るより外に何の心當りも御座なく候よし申上る扱は嵯峨の内なるへしと廿四日の明ほの人に音は是愛宕山参詣なるへしと先外科は宿へ御帰し^(84オ)遊はは此事隠密に仕れと仰られ其後京中の上手と名の付ほとの三味線引ものを召出され汝等の中嵯峨の方へ行て三味せん引し事はなきかとの御たつねに菊さきと申座頭罷出て私儀遊し嵯峨の浪人衆へ招かれ三味せん引申候此主しは七拾余老後のなくさみて遊はされしかさりとは柔かな事なり細も音よく今時の哥うたひあれ程の面白きふしを諷ふもの御座なく候此程は隣の浪人衆病氣のよしにて是に遠慮なされ久しく召よせられすと申上る少し尋る子細ありかならず沙汰仕るなど仰あり又私かに嵯峨へ人を^(84ウ)遣わされやうす沙汰して召遣ひの士衆も出し申されす候よしを聞届遊はさ敷し玉ひ毎日の御遊興と見へしか六月の中頃より御病氣と御尋ね遊はしけるに歴々の御浪人衆五月の始頃より借り座沙汰して召遣ひの士衆も出し申されす候よしを聞届遊はされ扱は是に極ると則両人の若もの召され御知らせ遊はし此上ながら随分吟味いたし打へしと仰られしを有かたく御前より直に西坂へ行忍ひくに尋しに六月十一日の夜川原喧嘩の相手に紛なし百日あたる日両人心中を定め召連しもの

は上下五人旅宿に乱入名のりかけて切結ひ首尾よく残るか
たなく討取て此段御前へ御訴(エオ)申上父の弔をなして本
国へ帰りける

評に曰知れかたき喧嘩の相手をさまく御工夫なされ
御尋ねあそはしける御知のほど深しとや言ん始外科に
御詮議あり外科の口にて三味せん引もの御せんき實に
智ある御さはき両人の子とも仕合なりけると皆人申し
けるとなん

板倉政要後偏巻之十一 終

(エウ)

板倉政要後偏巻之十二

目録

- 一 祸を避んとし反て禍におふ事
- 一 智を残す長持の金の事
- 一 邪智は顯る白紙の手形の事
- 一 貞女名にかへて人を救ふ事

(第三冊一オ)

(一ウ)

板倉政要後偏巻之十二

禍を避んとし反て禍にあふ事

(十二の一)

昔し都の町に紙見せ出して未女房も持たず男獨り仕て世渡

を持きしたいに手廻り能くなりぬ内儀のなきを幸ひに近所
の若ものゝ遊び所と也小哥淨留理たゆる事なし頃は極月廿
日過の事なるに老人の下人は用事有て昼より大津へ遣しあ
そく帰るを待かね時の鐘をかそへけるに九つ過になり世間
も寝しづまり後門の戸の鳴を家来と思ひ立出て見ればさは
なふして同町の分限者の一子廿二三なるか酒に(ツオ)醉て
うち臥たる風情にて先つ爰に一休して宿へ帰らんと當座帳
を枕にして正氣のつかぬ酔ふしけるに又今夜もかの里帰り
かもはや起て宿へ帰りたまへといへとも物いわす暫し有て
起上り扱もく口惜しや小判貳百両取られながらさりとは
世間の外聞宜しからず扱もく悪しき仕方といふかと思へ
は目を見つめ手足ひりくと振ひ其まゝ脈はあかりぬ是は
と驚き氣付をあたへけれども歯を喰しめ水も通らす兎や角
せし内に時節うつりても近所をおこしかねて亭主獨り身の
なんき暫しあきれ果無分別から沙汰なしにして家来の帰を
(ツウ)待所に漸く戻るを悦び初の首尾を語り聞かせ今此
次第を云どもなかく我れを疑ふべし然れば其言分は六ヶ
數人の知る事にはあらす此まゝに死骸を捨ててくれよと頼め
は下人同心し是は一段の御分別と其親の門へ捨てる其夜も
明れば二親のなげき町中寄合吟味をするに夜前に限て行所
も不知存もよらぬ人の命と何れも是をおしみ右の段々を御

候遺恨ある人もゆめ／＼存し寄らす候もし金子懷中仕を見すまし自然もの取が仕候や其身に少しにても刃物疵は〔^{3オ}〕申に不及打疵も御座なく候と親とも何の子細もなく申上れはわれ人としの暮にて嘸／＼なんぎいたすべし先死骸をは取置べしと仰付られその後いろ／＼御せんぎあれどもしがたく紙やも人と打ましわり去とは知れぬ浮世なると七十五日迄も謂はずして死損になりける其後は紙屋次第に身廻りよく下人下女余多遣ひけるに中にも古よりの召使男いつとなく我儘いゝ旦那同前にものを申せは昨今のものとも思ふは定て親類にてあのことくいふかと思へは夫れにもあらず世間の人も余りなる人仕ひと是を笑へと親方の件の事を頼し〔^{3ウ}〕ゆへ是非なく諸事を堪忍れば猶勝にのつて旦那の命の親は拙者なりと云たき事に胸をひやうける知らぬものは唯ひとり男の時奉公せしを今恩にかけて角はいふにと計思ひぬ此紙屋借宅を居なりに買求めける彼男此時を見合我をも是程の屋敷望のよしを申せば差あたりて迷惑いたし内證にて銀武貫目出し侘るに中／＼合点せず此家かれらもうすに於ては以前の悪事申出るといふにおそろしく此程買求めし家屋敷俄に彼男にゆづり取らせる段申せは町内のもの中／＼同心せず尤我かものを呉らるゝ事子細なき事ながら買手吟味〔^{4オ}〕して其方へ買すべく斟酌なるに益てきのふまで下男せしものと同座には並ひかたし殊さら存もよらさ

る譲りところ其段は曾て不構勝手次第町の付合の思ひもよらずと一町の一つにかたまりての申分尤至極に存し男にいろ／＼異見いへとも聞入れずして主人からは譲り受けさせぬ先例あしやと立腹して既に御前へ罷出ぬ町中申す通り主人うつけものにあらす殊に死後にもならずして大分の家屋敷下人にゆつる子細又下人の分として此屋敷を是非に貰ひとるべき謂れ兩人あり儘に申べし是に付存る所もありと仰出され町との〔^{4ウ}〕出入は外になり是不思儀の御詮義つく様子を申上ねは拷問にきわまり自然の道理に詰り下人身服の断申上れば主人は其時の死人手にかけて殺さぬ申訣段々御間に達しければ弥式人の命はとらぬに御全義つまり其儀當座に申出す死骸を捨てたる科いかにしても遁れかたしと両人ながら牢舎いたしけるとなり町内を穿鑿ありしかば隣町に泥十と申博奕打召とられ嚴敷吟味ありしにかの少年若之助金銀富たるゆへ泥十に勧め込まれはくちうちそのうへ彼か女房妹の美麗に迷ひ日々來て酒のみたわむれる泥十彼の金を奪ひたるよし白状せしかは此博奕打死罪せられ紙屋新助は牢舎ゆるされ家来鈍兵衛は追放せられしと也

評にいわく此紙屋うつけにあらねば臆病ものなり其當座此事近所へしらせなば我疑かわれんをおそれ下人を頼み捨てけるならん下人は此事主人へ恩にきて我まゝ

をいふて殊に屋敷まで取らんといふは不届なる悪人なり此男隣町のばくち打にそゝのかされ大に酒酔て貳百両を取りけるとかや此人色好ゆへばくち打の女房の妹の美しきに心^(5ウ)取られ折ふし行て酒呑けるか此男金持成事を知てさまくたくして博奕をうたせて貳百両の金夢の内に取られ無念に思ひて頓死しけると見へたり後日に此事知れて紙屋は命助かり下人は追放にあひけるとかや亦評に曰少年の身をあやまつ飲酒好色博奕奉行慎てこれを戒むべきものなり

智を残す長持の金の事

(十二の一)

昔し都の町に尾張屋善兵衛とて利發なる商人あり内證よしと世間の取立違はす世を渡りける持病疝積にてつよく筋骨をいためしか年寄にしたかひ^(6オ)氣力おとろへければ肆は手代にまかせて隠居して粹翁といへり死に覚悟を極め書置を残し又當年十五になる男子より外子なし此子か母は九年以前に相果て其後呼向へし妻には子もなく繼母ながら独の跡取を大切にして万事の仕方孤児に放蕩せよと遺言する事く如在なく実子の如く故父も是を満足して世に思ひ残す事もなく有銀貳百貫目後家一代の遺ひ銀扱又銀十貫目つゝ甲乙なしに手代兩人に取らする也今までの通り此家を見立

申へし此外末々の親類中にもかたみわけして旦那寺へ上る銀迄残る所なく書置して未だ息の通ふ内は此^(6ウ)銀ともを相渡すべしと埒の明たる取置してしたいに命のせまる時一家手代を呼集め我等最期は今日に極る心に覺へあり此時只一言いふのこす事あり伴事當年十五才になれば今日より廿五になるまで十年の内何様の儀にても異見する事無用の殊に女若二つの遊興たとへ何程の事にても必ずとむる事なれど心まゝに金銀を遣ひ捨させべしさて廿五過て一錢にても遣ふ物ならば其時御前へ申上此家を追出へし言おく事は是までそと段々申渡し終に果にける金つかへとの遺言前代なき事也日頃は利發なる人なりしか死に前に何をか申けるぞと京中此取^(7オ)沙汰して笑けると也今時の若ひもの吟味してさへ止ざるに色狂まして遣への遺言此子十八より金遣ひ出せしに誰か異見もなりかたく自然にいふ人あれば御存しの通り親父の言置なりと世間構わす奢て只七年の内に心の銀百七拾貫目程勘定たらす何れも迷惑して内證にていろく申せとはを聞されは両人の手代思案に及ばず身代續かさるを見極め右の段く申上げたるは向後金遣ひ止み申やうにと御願を御聞届け遊はされ父が遺言今二三年なれば其通りに随分遣わすべしとの仰に今少しの所にて此銀立ち申さる事を御なげき申^(7ウ)上る其段はたしかに家をつく事子細なるへし手代とも氣遣ひなく商買手廣くいた

すべし伴廿五の以後言置そむくに於ては申来るべし其家を追ひはらふへし第一母親に孝をつくせと仰出されしを兩人の手代何れも御意合点の参らぬ体に見へけるを御覽じ所の沙汰にあへる程の某等か主人是程迄の無分別は申さぬ義なりさて伴廿五歳になりしに見せの代物金錢一向になく成しかは今はせんかたなく又奉行所へ訴出ければ奉行聞届られ町中立合藏遠慮なく吟味して見るべしとの仰に何れも罷帰り藏を相改めけるに人の(8オ)氣の付ぬ方すみを昔長持壱つあり其蓋に書付置れしは是我等か御影の金佛なり是は拾三年忌に明て弔ふへしと有り錠まへきりはなし見るに又一つの箱あり此内に金壱万両包を置ける皆々是を見届け又此段御前へ申上るに其箱其儘伴に相渡すへしと仰付られける諸人御推量にたかわざる事を感しける伴は金子受取けるか御前へ知ての金子なれば一錢も遣わす此家次第に栄へけるとかや

評にいわく此親父古今に珍しき智恵なり此伴たわけに見へざるものなれば一致遣ひ盛りには(8ウ)金銀をなぐすへし女若二つ此道に入染ては欲徳を忘れ金銀ありたけ遣ひすての上に漸く合点し金のもふけ悪しく事を知るものなりされば二百貫目の身代なれば十年に此金を遣ひ捨させて残り金にて身代持直さんとの推量案のことく十八歳の年より遣ひ出しけるなり是に依て両

人の手代此儀を御願申上ければはや御前へ知れたる金遣ひなれば諸人に指さゝれん恥かしくおもひ付自然と遣ひとまる時分に又一万両の金子に心勇みいよ／＼商買に情出せしゆへ段々此家繁昌(9オ)しありしどかや御前の推量違はすと此親の智と其頃皆人感しけるとかや

亦評にいわく子に遺言して女色男色を専に駭奢にし金銀を多く遣ひはたせといへるは古今にめつらしき老人の遺言粹翁といひつへし

邪智は顯る白紙の手形の事

(十二の三)

昔し都の町に渡世にかしこき商人ありしか段々手前宜しく暮せし時親代より念頃に語りけるものゝ方へ銀子五百貫目借して預りけるものゝ手形取置夫より銀子五貫日借して預り手形取置夫より年々の断に任せ六年相待其大節季に入用とて(9ウ)催促しけるに手形持せて御越とあるべし銀子返進いたすへしと申せは右の手形箱を明て内見するに是白紙となりて不思儀はれす数多の證文吟味いたせと元の手形に別条なし何とも思案に及ばず俄に此段を借したるもの方へ申遣しけるに何分にも手形なしには埒明す其後はいよ／＼相すましたるに極て結句借し方の人悪しくさせられ世上の外聞を失ひこゝは堪忍なりかたく銀子の損は格別せめて

我正直を世に知らせたく願ひ有のまゝに書付此段御前へ申上れは則両方召出され先町のものに兩人か身代を御たづね遊はされけるに借し方の(10オ)身代財宝かけて八百貫匁とさして相違なく御座候又借り方は三拾貫目計と見及ひの程ありていに申上る然れは此銀子は借り詰に紛なし従ひ手形は白紙になるとても銀は急度相済すべし己れおそろしき所存より仕置とのなれとも銀相渡せは子細はなしと仰出されし時何共御返答なりかたく銀子相立べし御受合を申上る其後借し方のものを近く召され定て此手形は彼ものか宿より書調へて持参いたしたるかと御意のありし時仰の通り私しより認参りの印判は覚申候故別条なく存じ受取置しと段々申上る奉行烏賊の墨にて書ときは年へて(10ウ)その書消失する物なり重ては眼前にて書せて受とるべしと商買の事まで念頃に仰られ都にもあることく悪人あり此度の手形は兼て持へものなりと仰られけるとなり

評にいわく奉行先町のものに両方の身代の程を御たつね有事是御智の第一なり借し方身上あしきものなれば申かけもすべき御疑もあるへし身上好ゆへ申かけはせぬはづと御推量ある所尤也又手形をこしらへものなりと思しめして事烏賊の墨には粉糊をすりませてかきたるものは三年過れば白紙となると(11オ)いふ事本草綱目に見へたり正しく是なりと思し召しければさてこそ

借り方を御しかり遊ばされ彼か氣色御覽ありしに一言の返答いたす事なきゆへに悪事は知れるとなん亦評に曰烏賊の墨を以人を作り欺く是烏賊の賊たる所以なりしかれとも人賊をなさざる刻は烏賊何そひとり賊をせんやされは烏賊の賊人賊をなすにして烏賊の賊をなすにあらず

貞女名にかへて人を救ふ事 (十一の四)

昔し都の町に手前よろしき職人ありけるか(リウ)不斷大酒を好きけるか病となり四十五にして果てにける此人理發にて其身代苦勞し持ためたる財宝を残らす五才の男子と二才の娘に是をゆつりぬ此母親は三拾弐にて後家をたて髪を切て浮世を恐る形となり児の成人を願ひ後夫を求る望たつて佛道に立ん其後ほり屋を止て数多の弟子にも隙を出し諸事親類の差圖に任せ金銀は両替に預け置き世代は人少にして男子七人召仕なにの不足なかりきなる時東山の花見とて一家のこらす出行は門の戸外より走て留守なしにして皆出て其くれ方に帰りけるに奥座敷の方に人かけ見へければ(12オ)何れも驚き昼盜人と聲々にとり廻し片すみに追込取らへ見るに南隣の一子いまた十七になる角み前髪の若ものなり出合し町中も手首尾悪しく何とぞ沙汰なしにと談合すれば此息子格別すゝみ出て我こゝに忍ふといふは後家殿合点な

りといへはさてはと各うたかひかゝりて此義何とも言葉なし後家泪を流し去とは毛頭覚もなきなんきを申かけられて口惜し自分子といふても恥しからす我不義いたさは世間に知らせす相手もあり此事に於ては身を八つさきにあいても詮義とけすには置まし女も女に依るにと一筋に胸をさため(12ウ)人の異見もさらに聞入れすして御前へ罷出右の段／＼御訴訟申せは其男を召れ後家の密通なるをは文通の證拠いたすべし女の筆跡なき於ては盜人の沙汰のかる所なしと仰られければ互に忍ことに御座候ゆへ度々に火中いたし候よし申上るその分にては己れ咎は遁れし其外何にても印はなきかと重て御たつねありし時男暫し案して肌着の淺黄小袖に三ツ蝶の紋所付しをおそれながらぬきかけて御目にかけ是はあるの後家の下着にて御座候風吹の夜の別れに着せて返し候ケ様の事なるに盜人の無実受け申候は扱も是非なき仕合と泪眼に成て(13オ)申上る其風俗見させらるゝに衣装の様子定紋まで替る所なしあの小袖は後家か取らせたる覚あるかと仰られし時後家は實に密通の覚はなけれとかくまして深切なる少年を我身の貞女を立ん為ばかりに彼ものを盜賊におとさんは不便なりと顕れ申すは大方ならず因果と存し奉りしはいかにも彼ものと密通仕ると申上る然れは何の子細もなきに後家無用の言訳に数多のものになんきを掛る曲者なれども是女心也罷立と御意ありて若ものを御覧し己

様子あるべきものなれとも後家密通と申上は子細なしと御意ありし時此男頭を下け今少し言上申上度事後家(13ウ)密通と申上るゝに付全く密通にては御座なく候皆私か悪事を工み申候此儀は若氣にて由なき事をいたし親の金銀大分つかひ捨候を此程吟味いたし勘當仕候を漸々一類中の侘事を頼相濟夫より内證きひしくして次第に不自由に罷成隣の有徳なるを兼て存候ゆへ不計出来心にて盜に入候此小袖も手前にて拵置き時然全義の時身を遁る言訳のために計是程までたくみ申候私儀惡人に相極り申候と心底ありのまゝに申上る此段御前へ聞し召され初より角あるへしと思ひしなり先後家か心さし我身を捨て世の恥をかまわす(14オ)密通にして人の命を助ける事都廣けれど又有るましき女なり此慈悲心を深く感しさせ給ひ是等は女の鑑なれば少しも曇らぬ心入自今はいよ／＼諸親類後見仕るべし又男の段はいまた年もいかで恐しき工み世の仕置ものなれと後家か志を恥し助かる命を捨て即座に相手の難を申分いたせし事若年ものには神妙に思召され依て極命を御赦免下され京都を御拂遊はされけるとかや

評にいわく此若年もの金銀大分遣ひ捨て悪るものに付合けるゆへおそろしき邪智下着の小袖まで拵て後家と密通の證拠出しけれど(14ウ)奉行はいまた疑しく思召されしに後家は此下着の小袖を見るより今まで密通に

非すと云分たとへ身は八つきになるともいたすへき

と思ひけれど心底に思ひけるは此男我か心をかけしに

極りぬ我定紋の小袖こしらへ不斷下着にせしは是也尤

我不義はなけれど此ものにはれられたは因果此上は是

非もなき仕合也夜は逢ふてやるべしと心底に思ひける

女心に情には年いかぬ男殊に日頃我行義正しく故此恋

知らせかねていたるならんと思ふより此男不便に成て

世の恥をも捨て^(15オ)密通とは申けるとかや奉行の思

召には此女は實に賢なるを此男密通にあらざる盜人と

なりて殺されん事を悲み我はじをかまわす人の命を救

ふ事廣き都にめつらしき賢女なりと此心底を感じ思し

召し若ものゝ後家に恋のなきにもあらす日頃心にかゝ

りけれど後家のかたきにいゝかねていたると也後家密

通なりと申さるゝに弥々此後家いとおしくなり日頃

の悪事を我れと白状し後家の難を救ひける故其身たす

かりし事とも古今ためしまれなる義と諸人打^(15ウ)よ

り感しけるとなり

亦評にいわく後家は貞女の名にかへて少年の盜賊に落

るを救ひ少年は盜賊の刑に就事を恐れす後家をして貞

女の名を遂しむ賢なるかな

板倉政要後偏卷之拾三

目録

一 欲に一家の恥顯るゝ事

一 跡目を論ずる二子の事

一 脈にて顯る金盜人の事

一 明智悪人を顯す何某の事

(17オ)
(17ウ)

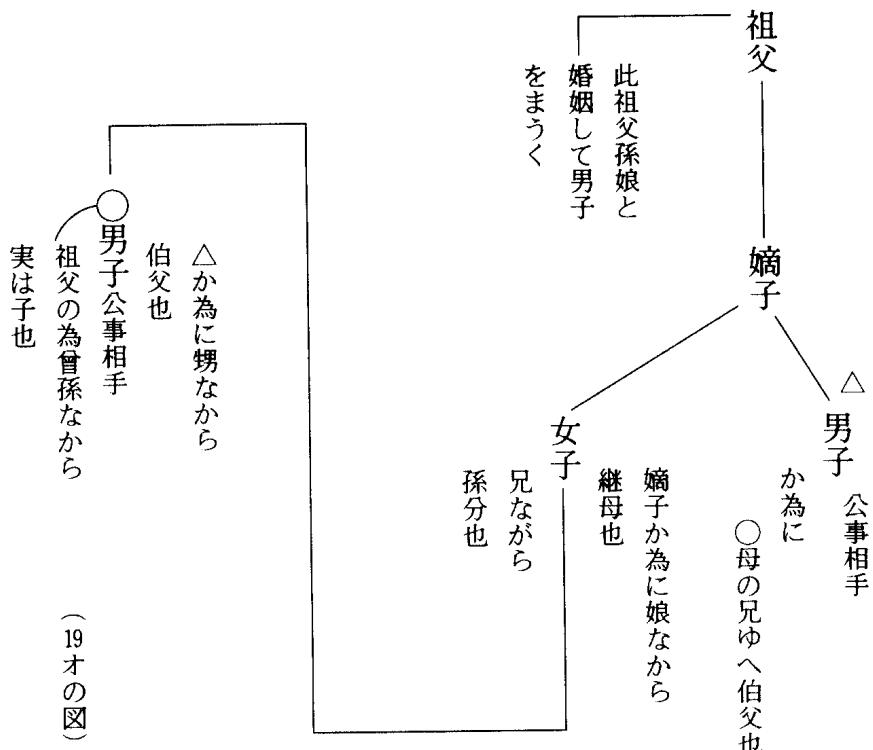
板倉政要後偏卷之拾三

欲に一家の恥顯るゝ事

(十三の一)

昔し都の町に西の岡屋といふ葉茶を商買のもの有古へ里を
出て十三年余り町屋住居をせしか先祖より仕来りし百姓を
止めての商の道は格別にて年々元手をへらし身代つゝき
かね今は商人を止めて武度鍼を手に取るべき覺悟をわめて
金の才かくなともなりかたく親の譲られし田畠一門に預け
おきしを受取べしといふに欲に目の見へぬ百姓とも一つに
なり田地買取申候預らぬといふ^(18オ)然らば買とりたる證
文あるかといへは其方に預け置たる證文があるかと横を申
かりければ去りとは夫は盜人といふもの也皆遁れぬ中な
れば手形も取らず預しは今後悔なすとも是非なし内證にて

は堪忍なりかたく此事段々書付を以て後訴訟申上相手の百性召出され既に裁許に及へり里人音をかしましく我かまゝをいふに伯父しや人手形もなひ事申されるといふ京のもの



(19才の図)

腹立して是伯父なひ事か御前へ申上るゝものかと両方より伯父といへる言葉殿の御聞にあつて先公事は外になつて己れら畜生同前のやつら也先祖の祖父目きつと世に(18ウ)あらは申つくべき曲物なれども今は此世にあるまじ重て此公事申出ると曲事たるべし内證にて和談すれば其通り世間に法を背けば己れかつり事して其所のもの共に是を見すべしと仰られしを何れも合点まいらすいろいろ思案いたしても落着せざりしを御前に即座に聞し召分させらるゝ事諸人感しけるとかや(以下上図)(19オ)」

評にいわく奉行両方より伯父（）互に論たる内に早速畜生同前のやつはらなれば何れを何れとも理非を分ちかたしや思しけんケ程むさき心底のものともなれば御捌遊ばざる事もうるさく思し召しけるにや實に御發明なる御智のほど感し奉りける

跡目を論する二子の事

(十三の二)

昔し都の町に延壽院全回といへる儒醫一子相傳の妙薬神効万病圓と宿札いだし賣弘めたる薬店あり是洛中の外近邊まで廣まりて此家四条通に隠れなし此人五十余まで世継なき事を悔み(19ウ)しに不計本妻懷胎を悦び此亭主病付間もなく死けり卅五日の歎の内に平産いたせしに是常にかはり二子しかも兩人ともに男子なり父なけれは一入不便に思われ

式人乳母取て此子共をそたてさせ名も梅松竹松と呼てはや
十三になりけるにまた此母頓死せり定めなき世にかなしき
は跡を見立る一類もなく只両人の乳母とも銘々抱守いたせ
し子に此跡式を望惣領はつねの論をする事止かたく名主五
人組家主の異見も聞すして両方より同し願ひの訴訟を出た
しける時に此家久しき手代罷出て外に書付を以て言上申け
るは此家二つに罷成候得は「^(20オ)」相傳の名方の別る事
財宝よりは歎かわしく奉存と御願を申上れは何にても一人
に家を継せ一人は相應のしき金を付他家へ遣し申度との所
存尤に聞し召し分けられ京都に名高き取あげばゝを召され
て二子の事前後何れか惣領にたちけるぞと御尋の時ばゝ申
上けるは承るに跡より生れたるを惣領にして申候子細は胎
内にて母にとり付縁の深きゆへなり先に生れ候は其子か後
に乳房もその余りを吸ふか故に五脉も少しあ大御座候と
詳に申上る此ばゝか申通り後に生れし竹松を惣領をいたす
べしと仰出されし時梅松が乳母合点いたし兼此儀は「^(20ウ)」
母親の心ありて名をは梅松と呼申候是花の兄と申事御座候
ゆへとかく此身代二つに甲乙なく御分下され候はゝ有かた
く存し奉るへしとの願ひ言上申御前には手代か申分至極に
思し召せとは女の愚智と御ゆるし遊はし然らは諸事真式つ
にわけ取らすべし先證文を御尋遊はされしに此家代々日蓮
宗にて召仕われの下々までも同しく宗旨のよし申上る然れ

は持佛堂を披き高祖の御影を取て参れとの御意に任せ佛を
御前へさし上れは仰けるは諸道具を分る初に両人の乳母と
もの手にかけて此佛を真二つに割て重て罷出へしと公事を一
残し「^(21オ)」て御帰し遊はされしに如何しても後世を頼みし
佛を割事のおそろしく兩人ともに身振ひし町中の申事を一
圓聞入れざりし女とも無用の論非を悔み家主五人組を頼み
手代の願ひの通り竹松に家をつかせ梅松は弟に定め歴々の
方へ養子に遣す内談を極め此段御訴訟申上れは御奉行の思
召の通りなれば其通りに仰付させられるとかや

評にいわく乳母とも愚智云て互に論する事止ざるは皆
これ我そたてあけたる養ひ子を大切に思ふゆへなり然
るに跡を二つに分んとは是弟にならん事をいやかりて
兩人ながら上に「^(21ウ)」立ん事を願ひての故也是みな女
の愚智のいたす所そこを御呑込遊はされ先佛を二つに
割るへしと難題を仰出されしゆへに両人身をふるわし
跡をとりたりとも佛の罰は子共にあたるべしと思ふ故
に終に和談いたしけるとかや誠に御發明なる御智の程
こそ有かたけれ

脈にて顯る金盜人の事

（十三の三）

昔し都の町に北国むきへ遣す傘を仕込申職人あり大勢弟子
を以て次第に勝手宜しく壺屋といへる家名を世間に廣めけ

る日和あしきは此家の仕合と成て日々に家繁昌して人知らぬ金持となりぬ^(22オ)或時雨ふりつゝきたる夜に数多の弟子ともを休ませ此程の骨折とて酒を取よせ何れも心任せに呑せて亭主も一つなるに小哥を諷へは弟子も淨るりかたり夜半頃より枕も定めず皆酔ひ機嫌に成て伏しける内義は常に替らす方に氣を付門の戸を吟味して今宵は他人を入れじと暮方より鍵をかけ置しを見届皆くね入りいつもよりは明けゆく朝もおそらく起また亭主目さめは見るに昨日問屋より受取たる五十両の小判戸店の前に置たるが是見へぬに極りさまく詮義してもしければ家主と相談するに此盜人外より入たるにあらす門はしめて裏道は^(22ウ)なしとかく取りては拾弐人の弟子の内なりと町中立合内談にていろ／＼詮義してもしらねは此段書付を以御訴訟申上れは一家のこらす御見分遊はされしに弟子とも御前を恐れ獨く口上跡先になりて此うち三人まで疑しきものありつよく御せん義つのは弥身をふるわし又は赤面して御尋遊はす事に御返事も申上す此分にては何とも御全義なりかたく召しめしけるか暫し御思案あり惣して人間の其むまれ付によつてもの事をも驚くものあり又身の大事を引受ても且どふぜぬものあり罪なきものを拷問する事道理にあらす是非にこゝは一思案して^(23オ)「全義をとけんと思しめし御全義の科をかへさせられ仰出されしは日頃其家に出入する醫者を召出

されこの弟子どもが平脈と取合せ不斷とやふすの替るものあらは偽なく申上べしとて醫者を一間なる所に隠し置扱拾弐人の弟子ともを並て置金盜人此内にあるにより只今拷問して其科を顕すなりと云て兄弟子より次第に壱人つゝ奥へ廻せは身に覚なきも是に驚き正氣はなかりき去れとも脈は常に替る事なし其中に随分落付て口上も不断にかわらぬものあり此脈けいきより格別に打さわきしんほう納らぬ所を見付て此段を御前へ申上ければその^(23ウ)もの強く御詮義ありけるに金の有所を白状申迷惑に及ふとき亭主御前訟申上けるは此ものは私弟子の内にも先妻の甥にて外のものとは替り忤同前に仕置末くは殊によりて私名跡をも繼せ申程に御座候己かものを盜申候同前に御座候御慈悲此科御ゆるし被下候はゞ其まゝ出家に仕度と御願を言上申上ければ願の通り命を御助被下大勢のものとも難義をかけたる悪人なれば弥く坊主になす積りにいたすべしと三ヶの津を追ひはらわれるとかや

評にいわく誠に慈悲ふかき御奉行此時拾弐人の弟子とものこらす拷問に遊ばす程なれば^(24オ)科なきものを數多難義いたすをあわれみ給ひ御思案の程實にふかき計也是によつて早速悪人しれて科なきものは難を遁れて悦ひけるとかや又かほとの悪人なれども亭主なげきて命を乞ひけるに早速御承引ありて出家にして追ひは

らひ給ひける御慈悲の浮世と皆人申けるとかや

明智悪人を顕す何某の事

(十三の四)

昔し都の町に西國方より来て五条塩釜町に借宅して古里より連たる男老人是に臺所を預け年中たゞ居して銀八百匁にて万事しまわるゝ身体是^(24ウ)程かるい浮世の楽人は我なり今年五拾に余れば長生してから今廿年心にかゝる親もなく行末を思ふ事もなく不斷遊を仕る事にして去とは心易き暮しあり古里より金子貳千八百両持參せしか今の算用なれば貳百年の貯へあり俄に栄花の有様もしらぬは明暮木戸錢いたして芝居見より外なく半年余りも暮して京都のともさのみ面白からぬ様に思ひぬ其相借屋に是も独り住して日を送る男あり何賣買するも見す洛中の分限なる人の男子達の機嫌をとり世を夢のことく渡り夜を昼となし世界の圖はづれなるもの都なればこそ人も是を^(25オ)ゆるしてける我か竈は稀にもたきたる事なけれど火の用心よりは氣遣ひのなき事也其外に何も様子の知れぬ男なり何の頃よりか隣に金子のある事を聞出し様々にして取入心をゆるさせ念ころになし或時六条遊女町へさそひ行歴々衆に引合せ太夫交りの遊興此田舎人大分の金持と語り聞せ利金は月七割にても先借りたがるか若者五人内談して無心を申懸れば此男即座に合点して手前に有合すとて幸利銀に及ばず御一人に五百両

つゝ五人に貳千五百両ありきり出して預け手形を受取其上に申渡しけるは此銀子は我一代の渡世の為なれば一ヶ年の入用程五人^(25ウ)の方より廻り番にして戻し玉へ其内に拙者相果たらは誰にゆつるものもなけれは跡の儀よく弔ひ玉われと少しものこらぬ心底天から降たるやうなる金の借手各々當座の悦ひ末に済すましき覚悟のもの独もなかりけり田舎人も金を宿におゐて氣遣ひたへて其後は不断何れも參會して先に一夜を明せし事もあり折ふし冬の中頃殊さらさへわたりぬる夜遊に彼の相借屋の男其一座にありしか兼て思し工み此田舎ものさへ殺せは預り金は何もの徳になれば五人の手前より礼金大分に取べしと無用の欲心發りて其人に毒酒をこしらへ醉ひまぎれに一盃^(26オ)呑せけるこの座にては何の事もなく私宅へ帰ると煩て惣身うこかづして口こもり目はかりきよろくと見廻しければ下人驚き未た息の通ふ内に御前へ罷出此事段々言上申五人の手形を御前へ差上夜前の一坐此ものともと申上る其五人の外に同座せしものまで召出され御詮義さまゝなれとも本人夢中なれは何とも全義の種なく何をさして御吟味なされかたくしはらく御思案あり御手前醫者を召し出されかゝる時申傳へたる妙藥を呑せ見よとの御意にて俄にこしらへ古き皺のやぶれ革を墨焼として彼の病人に与へければ^(26ウ)腹中に入と毒を呑せたる相手の名を自ら呼といふ事唐土の醫書にある

ゆへ今此不思議を見るなり大事の聞事を何れも耳をすまし

て聞べしと仰出されし時はと驚くものもあり又何をかと

疑ふもの有銘／＼心／＼に耳を濟しけるを独々心を付て御覽あるに彼ひとり住の男何とやら氣色違て見へけるを取ら

へ強く御詮義なされ給ひけるに其身の悪事を一／＼に白状してければおのれおそろしき悪人なりと終に世の仕置になり病人は都の内の名醫にあふせ付られ療治のこる所なきゆへ終に本復して一生の病身にして^(27オ)五人のものゝ介抱になりけるとかや

評にいわく此ひとり暮しの男は無益の悪事を工み人の命を取しゆへ天災早速にあたり終に世の仕置ものとなりける此妙薬の事唐土にある事やらなき事やら其時の醫者より外に知るものなし何れ少しのいわくは唐土の本にありけるとかや先は此事疑せやらす御覽ある計と見へたり誠に金ゆへ身を亡ぼし命をもすつるもの世にあまたある事なり此田舎ものよしなき金ゆへに身をすてんとしたりけるとなんまことにつゝしむべき事と^(27ウ)なりけるとかや

板倉政要後偏巻之拾四

目録

一 影法師に隠されぬ実子の事

一 即智名を煙に移す術を顯す事

一 黒白兄弟の心入の事

(29ウ)
(29オ)

板倉政要後偏巻之拾四

影法師に隠されぬ実子の事

(十四の一)

昔し都の町に手前有徳なる材木問屋あり此人式さいの頃より家業にかしこく松は千歳に歳に納め孫曾孫までも居喰ひにしても此貯へ尽る事あらし此亭主は八拾歳の余まで一子に財宝をも渡さず大節氣の勘定をも自ら算盤はしき去りとは無用の勤め今にも死あらは火車のつかみものなりと世間の人の取沙汰漸／＼耳に入り珠数を求め御堂参りを始められければ暮／＼後世をいそかるゝ人皆是を^(30オ)笑ひけるか悪しき事にあらねは何となく佛心おこりて其後は常精進きなりて以前に替る事天地黑白の違ひなり此時箱入にして

置たる千貫目の金子のこらす男子に渡して其身は隠居所を

岡崎見立作事は手のもの嵯峨丸太かるひ普請窓蓋を明れば諸山を見渡し老後の思ひ出こゝに極め疾くすてぬ世を今はくやみ然も連合は廿五年以前離れ独り法師になりても心懸

りはなかりき男子は有徳なれば自由に孝をつくし世の初も
のを毎日はこばせ殊さら御茶の通ひのためやさしき女拾四
人付置しに寝間の上け下しも人出には懸玉はす^(30ウ)墨衣
をきぬ計りの出家かたきになり玉へは召仕のもの共を自ら
信心おこり敬ひける内に下女の中にもふとりて其形見くる
しき庭はたらきの女のはらなりおかしけになりたるを人
く尤めければ旦那の御名を立てけり大方ならぬいたつら
ものと此女を憎みて此事を申出せは夢にも覚へなき事とて
下女は此内を追ひ出され宿にて安産をいたせしかかも男
子なり随分大事に守りそたて親子の忌あけて是男子を親方
の元へ渡しけるに是にとりあくる人もなし是非に及はず哀
しさの余りに此子を抱きながら御前へはしり込て右の段々
申上^(31オ)る是に偽てかの親父召出され色々御詮義なされ
けれども少しも身のうへに覚へなきよし申上る然らば明日
早朝より双方ともに罷出へしとの御意奉畏何れも早天より
相詰ける時に仰出されしは唐土にもかゝるためし有り八十
余才のものゝ子には日かけに写して其かけなしもし面かけ
うつらは親父か子にてあらす又移らぬに於ては親父か子に
紛れなしと仰られ白砂に立せて朝日に移し見るに影ほうし
は見へざりき今は親父陳しかたく私し世間を恥入包み申候
得とも成はと拙者か悴の覚へ御座候と申上れは其時母親罷
出来くの願ひを申上る^(31ウ)其子かならず百日は生ざる

もの也若し長命ならは重て申出べしとの御意をうけ何も御
前を罷立ちその後親父も我か子に紛れなれば證拠を見て
此子に不便をかけ昼夜大事に養育しけるか次第によはりて
仰出されしに違はす九十七日目に果けるとかや

評にいわく色は思案の外と云ひならわせしは名言なり
此親父八十に余り佛道にもとつき寝間の上けおろしも
人出にかけさるほとの法師なり殊に其ために息子方よ
り女四五人茶のきうしとして付置といへとも夫れには
^(32オ)目も付す中にもあしき飯焚女しかもふとり美目
あしくむさき女に手を付られしは薦今喰ふ虫も婦き
くと皆人云ひけるとは思ひの外なり初めより其心あ
らは中にうつくしきを寝間へ呼び楽しまんと寝間にて
思ひしに不計出来心にて湯上りに背なかしけるを只一
度手をつけられしに懷胎しければ老人も我子にはあら
しと疑われける奉行のさはき理非分明にして朝日にう
つして證拠を見しより疑わしく思ひけるに心はれて此
日より百日すきずに御意少しも相違なく^(32ウ)九十七
日目に果しも実に不思儀の御智也と諸人感し奉りけり

即智名を煙に移す術を顯す事　　(十四の二)

昔し都の町に有福なる商人あり三条縄手に下屋敷を構へ折
ふしの遊所とせり久しく召仕の手代隠者かたきにて人交を

きらへは此やしきを是に預け心任せに暮させけるかいまた
獨身なれは惣領をそたてしに乳母と一つにして商買の元手
とらすべしと内意を両方へ聞せしに乳母は合点して兎角は
奥様の御意次第と申ける手代は一圓同心せずいろ／＼異見
すれとも此事無用に極めける外の事と^(33オ)違ひ一生の縁
組の義なれば押付わざにもなりかたく其意に任て手代は一
生獨り身の覚悟にて身を定めければ皆人あれも氣楽なりと
是をうらやみぬ乳母は女心に我を嫌て夫婦にならすと常
く是を恨み手代か身に災難を受しめんと工めとも元より
律儀ものにて親の日寺参りより外は門へも出す何とも詮方
つきてかねて小家住居の野良ものを語らひ置けるある時内
方下屋敷へあそひ何つもよりも面白く思ひ夜に入までの慰
みきげんよく帰りの時ことしけきに紛れたるふりして川端
の妻戸の鍵をはつし道を付て物置の蔵の鍵を^(33ウ)盗て何
となく立帰る跡にて手代随分念者なれは諸道具を取置仕舞
も乱れたる跡なれは中／＼今宵の内には片付かたく有まし
とり置き夜半時に伏てける乳母は件の鎰をのらもの共に渡
しその夜に忍ひ入らせかけ物寝道具まで盜取らせ夫／＼に
は金子をとらせ其の諸道具はかの屋敷守の手代の親里へ遣
し様子は存せず此方の御子息京より是を送られける四五日
の内爰へ御帰り有なりと申手代の母親何心なく是を預り置
きぬ其明る日手代驚き盜人の入たるよしを親方へ申来れば

是は勝手を知らぬものゝいたせし事にあらす主人思案して
内詮義^(34オ)すれとも知れねば其頃見通しの山伏ありとて
是も又乳母か仕組をなし内方より亭主へ申出させて此坊主
に様子を語り聞かせまづ占はせ見けるに此盜人は一家の内
のものなりと見通す安く申せは亭主の心と叶ひ此上は弥た
のみ入なり其ものをあらわして給われといへは山伏うけ合
然らは此家内へ申に及はす外に住居する家来にてその名を
書付玉はれといふ手代廿五人一の名を書記し是を渡せは夜
の内に祈禱し證拠を見すべし明日此衆中列座ならべし其中
にて撰み出し申と云て其日は宿へ帰り明る日午の刻に來り
大勢の手代を^(34ウ)集め申渡しけるは只今此書付を煙に移
してあやまりある人は則その名に不動の梵字尊像うつるべ
しと像をかけ香をたきその煙にかけて見るに忽ちに奇特を
あらわし屋敷守の手代か名書の上に不動の梵字あり／＼と
出頭せり扱はとは是にきわめ親方も疑ひ心になりければ手代
は覺へぬ事に迷惑し是非に此事一吟味いたすへしと思ふ内
に主人より先手代か親元大津へ俄に人遣わし見るに其盜も
の荷物とし廻しありしを取り戻し見るに其盜もの仕けるは弥
ぬ人は屋敷守手代に紛なしと重く慎ましめさて山伏の法
力に何れも横手を打^(35オ)日頃は正直に見へしか人はしれ
ぬものと取沙汰せられて屋敷守手代堪忍なりかたく山伏を
相手に御訴訟申上ければ一家一人ものこらす御前へ召し出

され諸道具親元へ預け置ぬと御聞遊はされ扱は手代はいたさぬ事と御思案有て彼山伏を召され今度の行力たんてきなる事殊勝千萬に思し召さると数々御褒美の上幸ひ此方も左様の詮さくものあり最前のことく釋み出たせと十人名書して此内に盜人有と仰られしに山伏迷惑して先御暇を申と宿へ帰りよくくしかけをなして重て白砂へ罷出是を煙にうつせば其中に一人ありくと^{(35)ウ}しるし顕たり御前に大にわらひなされ責ても此内には疑敷ものなしと申せは少し氣毒なりこの名前はもとより何の子細もなきものともの名なりそれを一人煙に顯わす事甚曲ものなりとはより段々御吟味仰付られ乳母に頼まれし様子白状申せば是より乳母か悪事并右のらものとも同罪に仰付られけるとなり此山伏最期の時にがうりきに囁き申置しは此度あらわるゝは百年目煙に移して不動の梵字のすわる大事は橙のしほり汁にて書しるせは只みれば白紙なれども火にかゝるとその文字明に出頭する也淺ひ事ながら是れで大分^{(36)オ}御初穂を取りたるに天罪にあたりかゝる死をすると言ひけるとかや

評にいわく大悪人の乳母其身を失ふのみか数多の人を殺す事はすこしの恨ゆへなり此おそろしき心入を手代もしけはこそ一生添ひ果る妻にはいやかりけん己れか心底のあしきは恨みすして由なき人を恨むる事皆これ女の愚知より奉行もかくまでせうこ有て無実にしづみ

けるを能は御詮義ありける明智の程ありかたけれ唐に老女ありけるに男子はやく死して娘に養れ居ける彼の老^{(36)ウ}女思ひけるは我男子に送れて存命たるさへ老のはぢなり若しまた娘より跡にのこりて世にあらは弥々の恥ならんと思ひ自ら首をくゝりて死しける彼老女か娘外に嫁して居けるか我が母を嫁の殺せると思ひて奉行に訴ふ嫁迷惑していろいろと申訳しても言分たゞす奉行所の役人皆嫁の殺したるに極めける中に干定国といふ人老婦嫁の言分をよく聞届老女自ら死したるならんと外の奉行と争ひけれども大勢との論なれば終に大勢の方理に落て嫁は科^{(37)オ}なくして無実にしづみけるとかやは是より此所三年か間雨降らすして百姓なげく事限りなくかくて奉行かわりければ干定國右の嫁か罪なくして死罪に行れたる事を語り訴訟して彼嫁か死骸を拾ひ集め作りて色々の佛事をなしければ其日より雨降り百姓大に悦ひけるとなり此時の奉行も盜とりし物とも我が親の元へ預置しと申よりはや手代は盜人に極る事を知ろし召れければ手代も無実を遁れるとかや^{(38)ウ}

亦評にいわくわかよきに人のあしきがあらはこそといへり乳母かゝる悪人ゆへ隠藏に嫌れたる也性質温順ならは何ゆへ人にきらはるゝ事あるべき

黑白兄弟の心入の事

(十四の三)

昔し都の町に数代つゝける江文屋和助とて名高き町人あり
去れば時節の巡合也にや内證よし不都合になりけるを何と
ひけるをよく教へ表をかざりてふるきに依て大商する体に
見せ世間をはりければ人知らぬ財宝あるよし取沙汰するも
の^(38オ)多かりけり又同町に杣屋萬右衛門とて大商人あり
そま山支配を承り今をさかりと日々に栄ゆる大金持あり
娘式人持けるか此親出會の時云へるは某か妹娘縁付頃に罷
成あわれ御子息兄弟の内何れなりとも聟にいたしたきよし
望みけり男子の親は幸の事に思ひ悦びて成程拙者の惣領娘
に申うくへしと媒人入らずに談合きわめ金子千両の敷金に
て縁組の約速^(38ウ)益事して別れけり其後結納を送り斯て此嫁い
また向へざる内にむすこの親は病に臥し重かりければ一家
大に驚き子供は醫師よ祈禱よと東西にもとめ下人南北に奔
り療^(38ウ)治心をつくしけれとも終に限有命と見へける頃
兄弟のものを枕元へ近付我もはや此世の限りと覚ゆるなり
夫に付身代五百貫目の分限と呼われし家なれとも汝等か知
ることく実はわづか百貫目ばかりの分限となりたり然れど
も世人は左様にも言はざるのよし其うへ有徳なる同町の何
某か娘を嫁に取る約速⁽³⁸⁾有れば彼是以て大事の事也かならず

油断すべからず随分心を用ひ手薄を他人に知らせ出情し
その内に今一度昔しの花を咲すべし夫に付しばらく方便な
ればありもせぬ金なれど一男何かしに百五拾貫目の譲状を
残すなり相かまへて此金を分る(39オ)ほどの出世をすべし
と呉く云ひ町所の人にも書置を披露して終にむなしくな
りにけり兄弟の歎き遺言の体たうく骨盆に通て悲しく跡
念頃に嘗み親の志を継はなき父への孝行そと朝暮心にかけ
て商買を勤けるか天も父へ孝行強きの志を感じ給ひけるに
や程なく銀五拾貫目もふけたり弟か此事を知て忽ち野心を
起し遺言状のことく百五拾貫目請取べしといふ兄は大きに
驚き沙汰の限りの申条如何なる意趣にてかくはいふそと云
ければ弟は兄の言分心得かたく此度一かどの銀をもふけ玉
ひいつまで我等をは角て捨置き玉ふぞかく(39ウ)申出る上
は一日も待かたしといふ少しも理非をわけすすでに御役所
へ訴へんと云つのりけり又同町の何某方よりはもはや忌中
も過ぎ候得は娘を迎へ玉わるべしとせかみけり兄は一方な
らぬ事案し煩ひ付て弟か悪心血て血を洗ふ如し云あらわし
ては世体の疵か知るゝなれば殊さらなき父の恥とちぢに心
を梓て分別し俄に舅の方へ行き誠に婚姻の約速候へとも未
呼向へ候はねば其事は二段に致し親代より入魂の間万事相
談申しても苦しからずと存じ少し無心に来り候なり故は弟
にて候何某か様く申かけ憎き所存ながら返つて不便に

候得は何と(40オ)「そ首尾をつくろひ事の破れざるやうに仕たく打明して銀子百貫目御かし玉はるべしと頼みけり彼萬右衛門此事を聞いて忽ち面色替り出しかけたる酒さかなもそこくに取入けるさては是も断りならんと思ふ所に案のことく何とも只今の御返事はなりかたし此方より考て申べしとて返しその翌日使をもつて昨日の銀子の事當分才覚なりかたく仍て御用にたち申さす次に其許の縁組も余り延引に及候得ば先止にいたすべしとて先方より送りし結納の進物をことく帰し婚礼も変約してけり惣領いひかいなく人ともしらて(40ウ)「かやうなる事を頼みかけ却て恥を取たりとて後悔すれどもかひなく如何せんと思ふ所に弟の鉄藏は是を聞いて弥しきりに遺金を受取らんと乞ひ立ればさまくなだむれとも聞分す終に忍ひ出て御役所へ訴へければやかて兄弟を召し出され對決に及ふべしとの仰兄は思ふに扱は大事に及けると密に重代の家財を集め方々へ質物に預け金をとゝのへ置て返答に罷出申やう此義は元私不勝手に付てとゝのへ相延今日に至り候則弟が申上る所重々道理にて御座候間金子相渡し申べくよし申上けり御前に此段聞し召し然らは只今日通りにて(41オ)「渡すべしとの御意畏りでしたゝめ置たる金子白砂にならべさせければしばらく有て仰には汝等事一々兼てわれよく知りたり只今其旨兄弟の縁を切ベしとの御意兄は大になき御奉行の仰にては候得とも只一

人の弟殊に親有之候もの憐み別して深く候ひしものにて御座候得ば一入不便に存候間此儀に於ては御赦免を蒙り度よし申上けり段々神妙の申条さりながら弟と思ふべからず親の讐汝か敵なりかたく旧里きるべしとの上意もだしかたく是非なく勘當しけり則弟牢舎申付られ金子は闕所になりにけり夫より五十日(41ウ)「経て兄を召出され今日弟を追放仰付らるゝなり此後又文通にても仕候はゝ急度曲事たるべしとの仰付され其上に彼召上られたる金子を兄に給はり猶しさらく様子ある間其上に他行いたすまじと所の名主家主にも此事仰付られ罷立てり其後又数月へて同町の萬右衛門を召出され汝は金銀余多持ながら心さもしきもの也其上に順藏か親とかたく約速したる縁組を変約したる段曾て義理しらす然らは榎山の支配心元なし人を能く見分さる所大切なる御役儀仰付られかたし向後役義めし上られんとて則かの兄の順藏をめし出され榎山の(42オ)「役義仰付られけり夫よりなかく御用聞となつて式度繁昌の家さかへけり實に隠徳あれは陽報ありとて人の見ず知らぬ所をよくつゝしむものは顯れたる善にあふ事明らかにあるためしなりと聞く人申あへりけるとかや

評にいわく兄弟の心黑白にして兄は親の遺言をかたくまもり何とぞして二度家の榮へし事を昼夜心にかけ情を出しけれは存しよらぬ金子をもふけたり弟は此心に

替りて親の遺言を疑ひ兄と心を合ひまた金子のあるを
隠し我に譲り状計をわたし置(42ウ)「そと不斷心におも
ひこれによつて兄が金子もふけたるを幸ひにとり出さ
んとて悪念をこしけるならん此公事の事具に御奉行の
御存しありしは此家に出入して内外の事まで心安く能
く存したる針醫に御奉行へ出入するありけるか先達
て此醫師此事御咄し申けるよし後日に知る人ありて此
事申けるとかや

又評にいわく子としてよく父の志を継き家業をつとめ
弟を愛し是善人といふへしかゝる善人を天何そ報ゆる
に多福を以てせ(43オ)「さるへきや孝行の徳たる大なる
かな

板倉政要後偏巻之拾四終

(43ウ)

- 一 跡目争ふ兄弟公事の事
- 一 邪智を顯す御眼力の事
- 一 両方寄らぬは埒明す歳の事
- 一 能書は身の災となる事

目録

板倉政要後偏巻之拾五

跡目争ふ兄弟公事の事

(十五の一)

昔し都の町に人形屋ありからくり人形を細工し上手の名を
とり和朝には珍しき細工人と皆人云ひけるか不断大酒にお
ぼれ是より長病となりて相果しか跡に男子二人有りけれど
十七になりけりか百ヶ日の精進明きて後町中立合見るに書
置もなし金銀諸道具物をあらため大方世間の法に沙汰し
て兄に六分弟に四分と云渡し母親の儀兩人して孝をつくし
玉へと云へは弟何れもの差圖(45オ)「承引いたさす家屋敷に
限らす万事を半分取るへしといふ夫では兄の甲斐なしどて
さまくに申けれとも聞入ずして既に御前の裁許になりぬ
段々御聞届なされ町のものとも差圖尤に思ふなり其方當分
に取るべきと申子細あらば申せと仰られし時弟申上けるは
私事末子ながらも惣領なるへき義は御恥しながら母親は元
召仕のものなりしか懷胎して兄を産しより諸親類取持て本
妻に直させ後私を出産仕候事紛れなく候然れば末子ながら
筋目格別に存じ奉り候跡をも継き申べき私儀に御座候ケ様
なる義とも御武家様にも(45ウ)「御例の多き御事と承及候よ
し申上る殿も聞し召し汝か申所も一通りは聞へしなりさり
ながら其屋敷は此母下女の時より持傳へたるか又近年に求
めたるかと御尋なされる時町のものとも申上るは成程下

(44ウ)

女の時分よりの家屋敷にて御座候と何れも口を揃へ申上る
然らば弟か願の諸色は二つにして渡し家の儀は惣領に名跡
を継せ母は両人して孝行をつくし養ひ申せと仰せけるとか
や

評にいわく拾七才になる弟か智恵にてかゝる義を申上
て諸色二つにして取ける町のものも憎みけるとかやは
は此もの兄分有りけるか^(46オ)不斷公事工みする物に
かゝりおりしか此男の添智恵して此公事をいたさせけ
るとかや實に智有る弟なはかゝる義は承引せず町の
衆のさし圖の通りにいたさは兄弟の挨拶もむつましく
あるへきに由なき人に悪事をすゝめられ町中にもうと
まれ兄弟中にも是より中あしくなりけるとかや奉行は
諸人の氣の付ざる所に御心を付させられて家を惣領に
下し置れし御分別の程皆人感しけると也
亦評にいわく伯夷叔齊国をゆつりたるにわつかなる家
財を貪りて兄弟相訟る事かなしいかな^(46ウ)

邪智を顯す御眼力の事

(十五の二)

昔し都の町に其身一代後世の事を知らす許より佛の名をと
なへし事もなく不断金銀を溜る事のみ心にかけて昼夜欲に
は目の見へぬ分限なる酒屋ありけるか此人うり懸の事に付
人に無理なる惡言を言けるに相手も氣短き男にて一つ二つ

云分の上に切臥せ我も即座に相果ける日頃の心入を叱りて
天命の尽とて相續する迄もなく其形のまゝに棺桶に取置千
本の三つ鐘を聞は心細く煙になして帰りぬ其子は親と格別
佛の道を願ひ神を信し邪なる事をきらふ正直なる人なりし
か殊更此度の^(47オ)「わかれ時節とはいひながら末々は出
家ともなるへき志し此母は當座に髪をおろし毎日香花を取
てなげき沈み四拾九日の弔らひも念頃にして親子打寄り悲
しみ居たる折から三拾計の旅僧来て其うへの名をたつねに
わかに内に入越中の立山より物を音信られしと死人の事を
ありくと語り此脇差を知るへに我を弔ふべく年月貯へし
金銀後世の障りとなれば残らす施すべし今之悲しき以前の
欲心後悔なり何とぞ佛縁の願ひ我を助けられよと様く哀
れなる物語を何れも消る計の思ひをなし兎角御出家様を爰
に引止め都の内に菴を^(47ウ)取立なき人の為に万日を申べ
し死人願のことく金銀此たび残さじと親子の人思ひ定め旅
僧をいろいろ頼めばこゝにとまる事大方に合点し今日は
先黒谷へ参詣と旅僧と共に出行し跡にて此事町中聞付其脇
さしは亭主最期の時節御前へ御目にかけて則棺に入て送り
りし物式度帰るは不思儀なり是は此まゝ置れしと此段御前
へ申上ければ御聞届なされ亭主相果し後下人下女によらず
暇を取らせしものはなきかと御尋被成ける此儀承り三十五
日過て幸ひ世間出替り時に罷成り勝手も人少に仕る覚悟に

て六尺武人腰元使の女壺人隙を出し申候武人の^(48オ)六尺壺人は国元へ罷越し今壺人は奉公を相止め同町に借宅仕る又下女は親里瀧屋のものにて是へ帰し候と申上れば此坊主大方此女の許にあるべし是より直に立こし吟味いたせと仰付られければ案内知る若ひものを先に立てその宿に尋行は件の法師衣をぬきすて近江鮒の焼からしせし所へ何れも込入女と法師をとらへ御前へつれ出ければ時に奉行女を召れおのれ此脇差は棺桶へ入しを人の氣の付さる時盜取て其後あの坊主と馴合ひ妻子のなげくを能く知りて斯のことく工みて金銀を大分とるべき心根ならん少しもいつわらす申べしと拷門にして問ふへし^(48ウ)つよき御詮義に御推量に違わすのこらす白状申上ければ主人に悪名をあたへたる曲も其罪からからずとて武人共に御仕置にあひけるとかや

評にいわく下女下男三人まで隙を出しけるに中にも此

女をさして曲者と御心の付所明智也棺の側へ寄るべきものは腰元女なるべし男共は庭のはたらきして棺の近所へはよるまじと思召すゆへなり又町のものへ此法師の事告知らせしは此家に普代の若ひものありしか智恵あるものにて法師の咄しを一々聞居て何とも誠しからすと思へと親子の一心に^(49オ)誠なりと請居られしゆへなげきの中へさし出ればとて取上らるまじと思ひけるゆへ此事町の年寄に咄しければ何れも打寄談合し

て終に御前へ申上けるとかや此若ものあらずは終に此家滅しぬべし實に智は万代の宝なりと皆人いひけるとなり
亦評にいわく出家の偽をなして人をあざむく恐るへしにくむへし

両方寄らねは埒明す藏の事

(十五の三)

昔し都の町に古しへは武士なりしか大分に金銀を貯へ奉公をやめて町人となり難波の里より^(49ウ)縁組して此妻武拾武年なしみ男子壺人七才に成る時此父親相果しか其節女房も後家を立る心底を聞定め財宝のこらす親子に書置して男子成長なるまでは商買は手代に任せ毎年の勘定は父方母方の親類中立合を念頃に頼み置ぬ此家に商買仕込外金子五千兩有しを父方の親類よりは此子十八になる迄は預り置べしといふ又母方の親類よりは此方へと申て互に疑ひ此論下にて濟かたく両方御前へ罷出右の段々言上申せば両方申所尤至極に思召なり其後金子親類名主五人組其外町の年寄とも立合吟味いたし相違なきに於ては^(50オ)念を入月藏を納め置板戸の錠前は父方の一類として封印を付又江戸の封印は母方の一類として付置板戸の錠は母方へ預り土戸の鍵は父方へ預りて一子十八に罷成時是を相渡すべし用心の儀は手代と共に念を入れしと両方疑ひなき仰渡され有かたく此内

藏両方よらねば戸前あかさる事を何れも深く感しけるとか
や

評に曰五千両といふ金子に両方の親類欲心おこり互に
預り度思ひけるは断なり我心には大方五千両の金子二
つに割貳千五百両つゝ兩人へ御預け有るべきと思ふ所
に両方立合(50ウ)ねは埒明ぬやうに御思案早速出る事
御奉行あそばされ候御智は格別なる事と諸人感し奉り
けるとなり

能書は身の災となる事

(十五の四)

昔し都の町に親は代々打つゝきたる分限者にて金銀に事かゝ
ねは獨身の栄花を極め昼夜色里に入込けるかしかも美男の
上に世の人の藝能一色にても学ひ残せる事なし中にも能筆
なり親果して後は弥身を我まゝに持なし金銀水のことく遣
ひ捨て後は諸道具迄も賣果し夫にも此道を止めず初中後獨
りの太夫を七年か間買つゝけ(51オ)間夫のことく馴染み遊
女も年月の情を忘れず淺間敷なりても心を通わせける或時
云ひ合せて此所を盜出んと談合極め折ふし五月雨降りつゝ
け闇の夜鼻をつまむも見へぬくらき夜に悪友たち四五人語
らひ女房忍ひ出るを早桶に抱入て白帷子打かけてまだ宵な
から荷ひ出る大門の番のものはを見ながら誰か身の上もみ
なあれじやいかかる人の祖母やらんと無常を觀しける其夜

太夫か見へぬと詮義して門番に相尋しに今宵にかきりて早
桶一つ出たるより外鼠一疋出はせぬといふ扱はと轡中を吟
味するに葬礼の出所なし此仕かけ(51ウ)にて盗出せしに極
ると付きくの女どもせんざくしても知れかたし文ともを
改めけるに兼てその心得して随分取廻しけるに因果は畠の
下より名書のなき文一つあり其中に盜出すべき内證ともを
書續けたり是を見合せるに彼男か筆跡にうたかひなし是を
証拠に名をさして彼ものを召出され此文は其方が書しかと
御尋ありしに私か手にはあらずと申上る然らば此文の通り
書べしとの御意に任せて筆拍子得たれば格別手筋をちがへ
て書上る時に仰出されしは此文違ひたれば断りたつなりし
かし前くとりやりいたせしその方(52オ)名のある文と相
違するは手を自由に書ゆへなりと前方遺したる文ともとり
寄せられ御一覽あるに三品に手ふり違ひければ右の書移し
たる文を又仰付られ此度は文章計り御讀せ遊はされ書とて
御覽あるに筆ゆきは違へて書付上れども文字の移り墨つき
少しも違はす是よりいよ／＼御吟味つよく終に此事顯れ此
男曲事に極る時是に組たるともたち共も申上るに此男此女
郎獨りに七千両の金子をうしない身体つぶしたる段くを
申上右に此女郎千五百両にて受出す相談仕り候此金子を我
く五人して合力仕り親方手前をもらひ(52ウ)度願ひ此も
のゝ命を御助け下さるへしと言上申せは上の御目をかすめ

し咎輕からすといへとも汝等か頼母しく願ひにめんじ一命
御助け五人のものともに被下ける此上は右の五人にて千五
百両女郎屋へ急度相渡し申べくと御慈悲なる御意に双方罷
立けるとかや

評にいわく此男筆拍子きゝたるゆへ頼母數友達ども御
訴訟申上一命は助りけりはじめより七千両なくせし段
々申上真直に盜出せし事を白状申上は曲事にはあふま
じ此度友達あらずんば此女ゆへ身をなくすべし(53オ)
女郎屋も七年か内とり込したる事なれば少しほは了簡も
すへし内々は盜出す事を止めて友達に合力を始より請
て女郎屋と相對してもらひなは金子も是程は出まじ由
なき悪事ゆへに諸人に面を見知られ其上世間へこのさ
たはつと知れけるとかや